平成２４年第１回大仙市議会定例会会議録第２号

平成２４年３月５日（月曜日）

議　事　日　程　第　２　号

平成２４年３月５日（月曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

出席議員（２８人）

１番　藤　田　君　雄	２番　佐　藤　文　子	３番　後　藤　　健
４番　佐　藤　隆　盛	５番　藤　井　春　雄	６番　杉　沢　千恵子
７番　茂　木　　隆	８番　小　山　緑　郎	９番　小　松　栄　治
１０番　冨　岡　喜　芳	１１番　佐　藤　清　吉	１２番　石　塚　　柏
１３番　金　谷　道　男	１４番　大　野　忠　夫	１５番　渡　邊　秀　俊
１６番　高　橋　敏　英	１７番　児　玉　裕　一	１８番　佐　藤　芳　雄
１９番　大　山　利　吉	２０番	２１番　高　橋　幸　晴
２２番　本　間　輝　男	２３番　橋　本　五　郎	２４番
２５番　橋　村　　誠	２６番　佐　藤　孝　次	２７番　武　田　　隆
２８番　千　葉　　健	２９番　竹　原　弘　治	３０番　鎌　田　　正

欠席議員（０人）

説明のため出席した者

市　　長	栗　林　次　美	副　市　長	久　米　正　雄
副　市　長	山王丸　愛　子	教　育　長	三　浦　憲　一
代表監査委員	福　原　堅　悦	総　務　部　長	老　松　博　行
企　画　部　長	小　松　辰　巳	市　民　部　長	元　吉　峯　夫
健康福祉部長	佐々木　　昭	農林商工部長	高　橋　豊　幸
建　設　部　長	田　口　隆　志	上下水道部長	高　野　永　夫

病院事務長	伊藤和保	教育指導部長	青谷晃吉
生涯学習部長	武田　茂	総務部次長	進藤雅彦

議会事務局職員出席者

局長	佐々木誠治	参事	竹内徳幸
主幹	伊藤雅裕	主査	佐藤和人
主任	中川智晴		

午前１０時００分　開　議

○議長（鎌田　正）　おはようございます。

これより本日の会議を行います。

○議長（鎌田　正）　本日の議事は、議事日程第２号をもって進めます。

○議長（鎌田　正）　日程第１、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に１２番石塚柏君。はい、１２番。

はじめに、１番の項目について質問を許します。

○１２番（石塚　柏）【登壇】　おはようございます。

大変な傍聴者もいらっしゃるので、一般質問には関係ないかもしれませんけど、質問させていただきたいと思います。

昨年の９月の集中豪雨の被害を受けて、秋田県は福部内川の治水計画の見直し作業に着手されておりましたが、秋田県と大仙市は福部内川の治水計画を検討する協議会を立ち上げたと聞いております。その進捗状況を把握されていると思いますので、内容がわかればご報告をお願いいたします。

次に、住吉町、若葉町と福部内川は高低差がほとんどないことから、福部内川からの逆流水で住吉町、若葉町は大きな洪水の被害に見舞われました。市の報告では、住吉町、若葉町が床下浸水１戸と報告をされておりますが、実際は約５０戸の家屋の床下に浸水する被害がありました。被害家屋の数の違いは、市で報告する床下浸水が家屋の通風口から水が中に浸水する家屋という基準と、家屋の軒先まで上がった家屋との差だと思っております。

ところで、住吉町、若葉町はＪＲ奥羽本線の線路の盛土が、ちょうど堰堤の役割を果たし、福部内川からの洪水から守られている地形なのに、このような広範の洪水はおかしいなと感じましたので、住吉町、若葉町から逆に排水路をたどっていったところ、福部内川からの水は大曲工業高校脇の水路を逆流してきたことがわかりました。

そこで、大曲工業高校脇のＪＲ奥羽本線をくぐる水路に水門を設置すれば、この洪水が防げると考えて、市当局を通じて県に提案したことがありました。河川の管理者である秋田県の考えや反応はどうであったかお尋ねします。

○議長（鎌田　正）　１番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】　石塚柏議員の質問にお答え申し上げます。

質問の住吉町、若葉町の洪水対策についてでありますが、はじめに福部内川の治水計画作業の進捗状況につきましては、平成２３年第４回定例会でもお答えしているとおり、県に立ち上げていただき、市も参画しております「大仙市洪水対策協議会」をこの時点まで２回開催していただき、それぞれの立場から意見等を交換しながら協議を重ねてきたところであります。

現在、県ではこれまで提起された様々な問題等を整理しながら、治水対策案の検討を進めておりますが、予定では最終検討会を３月中旬に開催して、治水対策案を取りまとめ、その後関係団体等に対し説明会を開催したいとのことであります。

次に、大曲工業高校脇の水路と福部内川合流部の水門設置につきましては、議員の提案を受け県に要望したところであり、治水計画へ盛り込みを検討すると伺っております。

市といたしましても、この水門設置計画が具現化されますと、内水排除対策が必要となりますが、当該水路には福部内川合流部のすぐ上流部に市が設置している流雪溝用の揚水ポンプ施設があり、この施設を内水排除施設として活用できるものと見込んでおりますので、福部内川改修工事等の実施時期にあわせて対応したいと考えております。

○議長（鎌田　正）　再質問ありませんか。石塚議員。

○１２番（石塚　柏）【登壇】　治水計画の見直しの中に、当然堤防の設置ということは案として可能性があると思います。そうした場合、計画水位が、仮に洪水になってきた場合、水位が今よりなおさら高くなる可能性がありますので、そのところを含めて検討していただきたいわけでありますが、そういうことについてもし今現在でもわかることがありましたら答弁をお願いします。

○議長（鎌田　正）　再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美）　再質問に対して答弁いたします。

まず、既に実施段階にあります全体の問題として、遊水池からの排水ポンプの設置につきましては計画を進めていただいております。それと同時に、現在まだ確定はされておりませんけれども、これまでの協議等を含めて県に考えていただいている問題につきましては、ＪＲ右岸の堤防のかさ上げ、こうした問題が必要ではないかということで、この計画の中に入れていただきたいということをお願いしております。それから水位観測所の設置、それから、これら合わせまして河川の詳細設計、こういうものを３月の中旬までに出していただけるのではないかということでお願いしているところであります。

今後の検討項目としましては、この遊水池をもう少し能力アップできないかという問題、あとは福部内橋の問題であります。構造的な問題がありますが、この辺はかなり難しい検討のようでありますけれども、こういう問題を含めて検討していただいております。

○議長（鎌田　正）　再々質問ありませんか。

○１２番（石塚　柏）　なし。

○議長（鎌田　正）　それでは、次に、２番の項目について質問を許します。

○１２番（石塚　柏）【登壇】　いずれ先程の話、ちょっと戻りますけど、水位がほとんど、高さが変わらないので、場合によっては田町も含めて洪水の被害になる可能性ありますので、是非慎重な検討をお願いしたいと思います。

それでは、次にですね、昨年の東日本の大震災発生以来、国民の防災意識の高まりには目を見張るものがございます。市当局は、町内会・自治会に自主防災組織を作ることを平成２４年度の重要施策として位置づけておりますけれども、そもそも自主防災組織を作ることでどのような効果が期待できるのか、住民にとって効果が期待できるのか、まずお尋ねいたします。

また、大仙市の自主防衛組織の組織率は、全県的に見てどのような状況なのかお尋ねいたします。

次に、自主防衛組織の組織率を高めることはわかるのですが、実際に組織していくのは町内会・自治組織の高齢化や活動される方々の絶対数が足りない、あるいは自治組織そのものがないという問題もあり、実際はかなり困難が伴うと思うのですが、この組織化はどのような手立てで進めると考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、この事業は当局と議会と個々の議員とが協力して進める最適な事業と考えます

が、当局の考えをお聞かせください。

○議長（鎌田　正）　２番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】　質問の自主防災組織の編成についてお答え申し上げます。

はじめに、町内会等に作る自主防災組織の具体的な効果についてでありますが、昨年の東日本大震災のように、災害の規模が大きければ大きいほど第一義的に救援活動を実施すべき行政機関も被災し、道路損壊、渋滞及び情報伝達の遅延等によって、救急車や救急部隊が被災地に到着するのが遅れ、迅速な救援活動が困難になる場合がほとんどであります。

こうしたことから、被災直後につきましては「自分たちの命は自分たちで守り、自分たちのまちは自分たちで守る」ことを目的とする自主防災組織の活動が極めて重要となるものであります。

これは、地震大国の日本で繰り返し起きてきた悲惨な災害からの教えの一つであり、内陸部に位置する大仙市は、阪神・淡路大震災の直下型地震に学ぶべき点が多いわけでありますが、当時、倒壊家屋に閉じ込められた人は約１６万４，０００人であります。そのうち自力で脱出した人は約１２万９，０００人であり、約３万５，０００人の人々が脱出することができず要救助の状態となりました。この３万５，０００人のうち７７％にあたる約２万７，０００人を助け出したのは、近隣住民でありました。消防・警察・自衛隊が助け出した数は、約８，０００人で率にして２０％でありました。

また、昨年の６月のような突発的な集中豪雨による水害時を想定しますと、当市は堤防に囲まれた地域が多いことから、また、実際に雄物川や窪堰川の堤防から漏水があったことから、こうした堤防にまつわる災害等に事前に備えるためにも自主防災組織は大変重要な存在となるものであります。実際の水害時には、自主防災組織と水防団との連携による情報連絡、避難誘導及び救出・救助などの活動が、被害の防止や軽減に貢献するものと期待されます。

この隣近所の利点は、速さと信頼にあります。危険な場所や避難所、高齢者の実情などを一番知っているのは、ご近所の皆さんであり、具体的には救出・救助、初期消火、安全な避難、避難所の初期運営などに効果が期待されるものであります。

次に、全県的な組織率の状況と組織率向上のための方策についてでありますが、防災白書によりますと、平成２１年４月現在で、全国１，８００市町村のうち１，６５８市町村で自主防災組織が設置され、その数は１３万９，３１６組織となっており、組織率

の全国平均は７３．５％となっております。また、秋田県は６６．０％となっており、全国平均よりも低く、全国で３２番目となっております。

県内の市町村の状況につきましては、平成２３年１０月１日現在で、大仙市の組織率は３２．５％で、県内２５市町村中、小坂町に次いで下から２番目の低い組織率となっております。

このため、組織率を高めるための方策といたしましては、新年度の当初予算編成の柱に「災害に強い地域づくり」を掲げ、平成３０年までに２５０組織を設立し、組織率を８０％にすることを目標に取り組むこととしております。

特に平成２４年度は、新規に２０組織を設立することを目標としておりますが、今年度これまで３８回実施しております防災出前講座を、引き続き市内の各地区でできるだけ多く開催し、市民の防災意識を高めることが肝要であると考えております。

また、新たに自主防災組織に対する補助制度を創設し、防災訓練等の防災活動や防災資機材の購入及び防災士の養成などに対して補助をするなど、自主防災組織の設立や活動の充実を促進してまいりたいと考えております。

さらに、地域の防災リーダーとなる防災士を養成するため、平成２４年度は新たに防災士の資格取得を目的とした研修講座を大仙市に誘致して開催し、市民など５０名の防災士を養成する計画であります。

次に、自主防災組織の設立にかかわる市当局と議会の協力についてでありますが、議員ご指摘のとおり各地域の議員各位と市当局が、その地域の防災対策や空き家対策などをはじめ、自主防災組織の設立に向けて働きかけなどについて、連携して取り組むことが大変大事であると思っております。今後、市議会や市民の皆さんと一緒になって、組織率向上に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田　正）　再質問はありませんか。はい、石塚議員。

○１２番（石塚　柏）【登壇】　質問でも触れておりますけれども、先程市長から地域住民が自主的に自分たちの身を自分で守るというふうに言われておりますけれども、実際は住民の方でも高齢化によって、マンパワーは不足しておるわけですね。それからもう一つ懸念しておりますのは、市で担当する総合防災課、この総合防災課がですね空き家対策など新しい仕事をたくさん抱えて、災害時のことも含めて非常にこれもマンパワーのところに関して不安があるということがありますので、市当局自身のことも含めてで

すね、この問題について、どう頑張ってやっていかなきゃいけないのかということをもう一度お尋ねいたします。

○議長（鎌田　正）　再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美）　この高齢化の問題は、日本全国どこにもあるわけであります。ただ、高齢化といっても様々な形で、こういう自主防災活動に参加できる仕組みはつくっていかなきゃならないと思っていますので、高齢者の皆さんにも一緒に参加していただく、それは無理のない形で参加していく仕組みをつくっていくということが大前提になると思います。そのためのやっぱりリーダーシップをとれる人を町内会長さんに全部任せるというわけにもいきませんので、いわゆる防災士という形の一定の講習を受けて、そういう意識を持った人を民間からも、あるいは官側も育てていくということが組織をするために大事なことではないかなというふうに思っております。

なお、ご心配いただいております市役所側の体制でありますが、総合防災課として新しい課を設置してきました。大変今やる仕事が多い課でありますけれども、限られた人間の中でこれを何とかこなしていく、あるいはこなしきれなければ様々な補助体制をとっておく。そして、これは総合防災課任せじゃなくて全庁的な形でやっていこうという、そういう確認をしておりますので、そういう形の中でマンパワー不足というものをカバーしていかなきゃならないと思っております。

○議長（鎌田　正）　再々質問ありませんか。

○１２番（石塚　柏）　ありません。

○議長（鎌田　正）　なければ、次に３番の項目についての質問を許します。

○１２番（石塚　柏）【登壇】　次に、政治倫理条例の運用の中身についてお尋ねいたします。

市当局は、東邦技術株式会社と道路台帳整理の委託を請負契約で行ったと報告されております。契約の内容は、「特命」の随意契約であったと伺っております。

そこで、随意契約を結ぼうという動機となる、この仕事は東邦技術株式会社でなければやれないという理由があったのでしょうか。あればその理由をお尋ねします。

ここで、私と東邦技術株式会社との関係を簡単に説明しますが、この東邦技術株式会社は私の父親が昭和３７年に創業し、３０年程前は倒産の危機に直面した時期もありましたが、現在は建設コンサルタント会社として工学博士２名、エンジニアとして最高の国家資格の技術士が１６名、一級建築士は３名、一級土木施工管理技師は１６名という、

東北でも有数の技術会社であります。

ところで、今から１２年前、私は持っていた株を売却し、退職金をいただいて退職したわけであります。ただし、兄が現在も代表取締役会長を務めておりますので、いわゆる二等親の親族が経営する会社に該当し、政治倫理条例の関係企業にあたるわけであります。

そこでまた質問に戻りますが、通常、業務委託は、競争入札が行われますので、政治倫理条例の関係企業が競争して落札するということは、この関係会社が市との請負契約等の締結を辞退するよう努めなければならないという努力義務を果たしたとは認められないことになるでしょう。しかしながら、随意契約の場合は、発注する側がこの企業にやらせたいという意思がなければ、そもそも契約は成立しないものであります。競争入札によるものなのか随意契約なのか、辞退するよう努めなければならないという努力義務に応える意味合いが大きく違ってきます。

また、今回、政治倫理条例が制定された直後でもあり、政治倫理条例の中で、議員の関係企業は辞退するよう努めなければならないという条項があることを市も十分に承知していたと思うのでありますが、あえて市は随意契約を締結したわけであります。市当局は、この随意契約を結ぶ場合に、随意契約の理由について議会に通告、もしくは協議をした方が良かったのではないかと思いますが、市当局はこのことについてどうお考えなのかお尋ねいたします。

次に、道路台帳整備業務は毎年続く仕事でありますが、市当局は東邦技術株式会社と今後とも随意契約を毎年継続して契約をする考えなのでしょうか。あるいは、随意契約をやめ、競争入札に切り替えていくのか、お尋ねいたします。

○議長（鎌田　正）　３番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】　質問の市発注業務と政治倫理条例の関連性についてお答え申し上げます。

はじめに、関係私企業と「特命」随意契約した理由についてでありますが、政治倫理条例は、議員や関係私企業が自らを律することを大きな柱として政治倫理の確立を図ろうとするものであって、市との請負契約等に関しては、あくまで関係私企業がこの条例に照らして契約締結を辞退するか否かを判断すべきもので、発注者側である当局の契約事務が初めから影響を受けるものではないと考えております。

道路台帳につきましては、現在、市内８地域のデータをそれぞれ異なるシステムで管

理しておりますが、その補正業務の委託先を変更した場合は、データ移行などに相当な費用がかかり増しとなるほか、不具合の発生などのリスクを負うことにもなり、性質上、競争入札に適しないことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、８地域分について５業者と随意契約を締結することとしたものであります。

また、関係私企業におかれましても、以上のような状況から政治倫理条例第５条第１項ただし書きの規定に基づき、契約締結を辞退することにより市の行政執行に著しい支障がある場合と判断され、契約締結に応じられたものと推察いたします。

なお、今後におきましても、このようなことから状況に変化がなければ随意契約によって業務を発注したいと考えておりますが、現在、道路台帳を全市一本化することは検討中でありますので申し添えます。

次に、関係私企業との契約締結時における事前通告等についてでありますが、議員の政治倫理を、自らを律することによって確立しようとするのが条例の趣旨であり、市長には関係私企業と契約を締結した場合の事後報告を義務付けるにとどまっているのも、そのような趣旨からと理解しております。

○議長（鎌田　正）　再質問はありませんか。はい、石塚議員。

○１２番（石塚　柏）【登壇】　再質問をさせていただきます。

この政治倫理条例を制定する前に、市当局と議会の間で条例の中身について協議や審査があります。この条例審査の内容についてお尋ねします。

今日は一般質問ですので、議会関係者には質問はできませんので、条例審査する市当局にお尋ねするわけであります。

１点目ですが、この条例審査の時点で関係会社に市から随意契約を申し入れるというケースを想定したことがあったでしょうか。そういうことの検討がなされた上で、この政治倫理条例というものが成立したということになるのかということをお尋ねしておるのであります。あればそのことを条例全体で整合性をチェックされた経緯はあったのでしょうか。

２点目として、この条例は経済の自由活動の権限を、あるいは権利を制限するという内容を含んでおります。説明しますと、私は条例の制定時に、東邦技術株式会社に仕事を遠慮してくれと頼みました。そのときに会社から返ってきた言葉は、悪いこともしてないのに仕事を取り上げるということは何事だと、そして、次に出てきた言葉が、だいいちこの条例は働いている社員のことは何も配慮していないのではないかと反論されま

した。確かに重要な制限を加えていると思います。そこで、条例では権利を直接制限するのではなく、辞退するように努めなければならないという努力義務になったと思います。但し、具体的な抑止力をこの条例に持たせるために、会社の名前の公表ということが盛り込まれております。企業にとっては信用は命ですから、仮に調査・報告の段階でもマスコミ等で取り上げられれば、回復し難いダメージを受ける可能性があります。条例では請負契約を交わした段階で、その事実を報告する旨規定されております。また、４名の申し出があれば審査会が設置され、これまでの通例ではマスコミは名前を公表することになります。今回は、たまたま定例議会の直前に報告があったので、関係会社と市との随意契約の事実関係の説明を、このように一般質問で説明を求めることができたわけでありますが、この条例では議員全員に、判断する議員にですよ、この審査会を要求する時点で、関係会社はどれほど情報と事実関係を議会や議員に提供することができる機会が与えられているのでしょうか。その担保はどこにあるのでしょうか。そうした検討が、この条例審査の中で行われてあったのかお尋ねいたします。

○議長（鎌田　正）　再質問に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）　この議会議員政治倫理条例につきましては、議員の皆さんからの提案された条例であります。交付するのは市長でありますけれども、この条例の中身がいわゆる法律との関係で、そういう逸脱したものがないかということを確認をするという行為はしております。県の市町村課、あるいは通じて総務省、こういうところと確認しております。この条例をお作りになったのは議会でありますので、議会のところで、我々については完成形のものを示されただけでありますので、そのものがいわゆる法律との関係の中で、いわゆる条例がなっているかどうかということを我々は確認させていただいたということであります。それ以上はちょっと答弁できないのではないかなと思います。

○議長（鎌田　正）　再々質問ありませんか。はい、石塚議員。

○１２番（石塚　柏）【登壇】　私も今回ですね、この条例の論点というのはたくさんあって、市当局も困らないだろうなということは十分に感じております。議会で決めたことだから、まあ私どもとしてはちょっと困りますよという気持ちはわからないではないでもないんですけども、実際は執行したことによってですね、場合によっては非常に迷惑を被るということもあります。市民から見ればですね、別に議会から作ったとか、市の方でやったことだとか、今日話されたことは、なかなか理解することは難しいと思

います。そのことについては機会を改めてやればいいのでですね、再質問というのは２回しかありませんので、私、最後議場で、この議場でお話したいことがありますのでよろしくお願いします。

○議長（鎌田　正）　質問の範囲を超えておりますので、注意していただきたいと思います。

○１２番（石塚　柏）【登壇】

【本会議第５日の発言取消しの申し出により発言取消し】

○議長（鎌田　正）　これで３番目の質問を終わりますね。

○１２番（石塚　柏）　答弁お願いします。

○議長（鎌田　正）　暫時休憩します。

午前１０時４０分　休　　憩

……

午前１０時４０分　再　　開

○議長（鎌田　正）　本会議を再開いたします。

栗林市長。

○市長（栗林次美）　議員のお考えもわかる部分もありますけれども、基本的には議会も今回、今、議会基本条例という中で、いわゆる二元代表制ということをきっちりうたって条例を制定しております。そういう意味で、議会から提案される様々な条例については、我々が参考意見は求められるかもわかりませんけれども、議会として条例をきっちり組み立てていただいて提案していただくということが前提だと思っておりますので、申し添えておきます。

○議長（鎌田　正）　次に、４番の項目について質問を許します。

○１２番（石塚　柏）【登壇】　すいません、もう一つ通告しておりました。大事な話終わったからもういいかなと。政治倫理条例よりも、もっともっと大事な話を忘れました。

次に、放射能の安全基準に関する啓発や広報に関する取り組みについて質問いたします。

我々日本人は、広島・長崎に原爆を投下されて以来、核の問題や放射能に関しては特別な感情を持って生きてきた国民であります。その核に対する日本人の気質に関連して、歴史小説家の司馬遼太郎は、その著書の中で、日本の明治初期に全国に布設した電信柱に対する全国的な反対運動について触れております。反対した住民は電信柱と電線の上を人間が走ると言って反対していると、その様子を記述しております。司馬遼太郎は、放射能に関する冷静な情報の収集と広報が日本人には必要だと見ていたようであります。

ところで、国がようやく放射能の安全基準を設けてきたわけですが、この基準は全く信用できないと主張する団体や運動があり、現在、混乱が見られる状況です。

一方で、国の安全基準がないと、そもそも基準のない状態が続きますし、風評被害は情報不足によることが原因でありますので、このままに放置できない状況だと思います。

今まで放射能の安全基準がないから心配だという状況から、今は放射能の安全基準が信用できないからだと変わってきております。食品や健康に対する不安と農産物の安全性についての問題をどうするのかという課題を抱えておるわけであります。国の基準は、我が国の学会や現場の専門家が検討して、一定の結論を出たものであります。一旦、国の基準を示さなければ、反対する意見と比較することもできません。我々国民は、好むと好まざるとにかかわらず、国の審議会・専門部会の検討に一旦は委ねざるを得ないのであります。そこで国の安全基準をどのように、誰が広報するのかという重要な課題があると思います。国が決めた基準は、国が周知すべきだと考えるのか、あるいは住民に一番近い基礎自治体がするのかというのが今回の質問であります。

一方、秋田新報社では、Ｑ＆Ａの形で放射能の食品新基準値の解説をシリーズで報道しております。住民の理解に役立っていると思います。

そこで、市当局は一般市民と違って国の安全基準を策定した委員会や審議会の内容や情報を手に取ることができる立場なので、安全基準を決めるに至った経過と理由を住民に伝える義務があると考えるのですが、どうでしょうか。

また、あるとすれば市全体で水、大気、食品について、それぞれの分野の責任部署がありますので、どのように進めていくのかお尋ねいたします。

○議長（鎌田　正）　４番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】　質問の、放射能の安全基準についてお答え申し上げます。

はじめに、住民の放射能への不安に対する対応につきましては、市広報２月１日号の災害廃棄物に関する特集記事において、岩手県の災害廃棄物の総量が通常処理量の約１１年分にあたり、これが復興の最大の障害となっていること、大仙市が受け入れを行う場合の処理工程や測定態勢などを掲載するとともに、２月１６日号では災害廃棄物受け入れに関する２６項目のＱ＆Ａを作成し、国の安全基準及び秋田県と岩手県が締結した災害廃棄物の処理に関する基本協定に基づきながら、受け入れを行うことなどをお知らせすることにより、市民の皆様から理解を深めていただく取り組みを実施してまいりました。

また、要望があった大曲地域花館中野・下袋地区へ１月２８日に、大曲地域四ツ屋地区に２月１９日に担当職員が出向いて説明をさせていただいたところであり、３月５日には大曲地方平和労働運動推進会議に出向いて説明をさせていただく予定であります。

市では、今後も広報やホームページを通じて、安全性に関する情報や災害廃棄物の受け入れに関する情報を広く発信するとともに、市内の自治会等から要請があれば担当職員が出向いて説明を行うなど、市民の災害廃棄物受け入れに関する不安の払拭に努めてまいります。

また、風評被害対策につきましては、測定結果や安全性に関する情報を広く発信することにより、風評被害は出さないという前提に立ち、取り組んでまいります。

次に、国の安全基準の決定に関する経緯や理由につきましては、昨年６月３日に国の原子力安全委員会から当面の考え方が示され、これを踏まえ６月１９日に環境省の災害廃棄物安全評価検討会において、放射性物質により汚染された恐れのある災害廃棄物の処理の方針が示されたところであります。その後、６月２３日には「福島県の災害廃棄物の処理の方針」の策定、８月９日には「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」の成立、８月１１日には「災害廃棄物の広域処理ガイドライン」の策定、８月２６日には「放射性物質対処特別措置法」の成立、１２月２７日には「廃棄物関係ガイドライン」の策定など、安全処理に必要な各種の施策が講じられております。

国では、災害廃棄物の安全性について、広域処理に関するパンフレットの作成や広域処理情報サイトの開設、受け入れを検討している自治体の説明会への職員派遣など、国民から理解が得られるよう努めているところでありますが、安全基準の制定経緯や理由についても国の責任において国民に説明していただきたいものと考えております。

○議長（鎌田　正）　再質問はありませんでしょうか。はい、石塚議員。

○１２番（石塚　柏）【登壇】　今回、がれき処理でいろいろ市で地元説明会を開いております。放射能は絶対大丈夫だということで、その説明の中で廃棄物を燃やしたときに煙突のところにバグフィルタというものがあって、バグフィルタで仮に放射能があっても除去できますと。全く放射能のことは心配ないということを説明されております。ところが残念なことに、バグフィルタ、これは全くそういう機能がない、もしくは除去できる能力はないということで、盛んと運動している団体があります。市もですねバグフィルタで除去できるということを説明されておりますし、議会でも答弁されておるわけですから、どこでそういうことが実験がなされたか、今現在やっているだとかですね、炉内でこれだけの放射能があります。バグフィルタでこれだけそこで取れます。バグフィルタに溜まった放射性物質はこうします、もしくはバグフィルタをスルーした大気はこういう状態になりますということの説明が、私必要だと思うんですね。実際的な何か事例があって説明されたと思うんですが、そのことをひとつご答弁をお願いします。

○議長（鎌田　正）　再質問に対する答弁を願います。栗林市長。

○市長（栗林次美）　再質問にお答えします。

まず我々、災害廃棄物、放射能の問題はないという、現地でのいわゆるその検査に基づいて、ないものを持ってくるという前提で考えておりますので。

質問の大気中への放射性物質拡散に関する懸念についてでありますが、廃棄物の放射性セシウムは、焼却炉内の８５０度以上の炎の中で、揮発または液化し排気ガスと一緒に流れていくものと、燃え残りの灰が残るものに分かれます。排ガスは減温塔などを通過することにより２００度まで冷却され、揮発または液化した放射性セシウムは、冷却の過程で主に塩化セシウムとして固体状態となり、排ガス中の微粒子の灰に凝縮したり付着されます。放射性セシウムを含んだ灰ガス中の微粒子は、バグフィルタ等の排ガス処理装置に吸収され、放射性セシウムをほぼ１００％除去・補集できることから、大気中に放射性物質が拡散することがないとされております。これにつきましては、実際に国等が含めた実験結果に基づいたものであります。

市といたしましては、災害廃棄物の本格受け入れを前に焼却試験を行い、安全性について確認を行うとともに、受け入れ後についても各種測定はきっちり実施して、安全性の確認をしてまいりたいと思っております。

このバグフィルタの件については、元吉市民部長から若干補足して説明させていただ

きます。

○議長（鎌田　正）　元吉部長。

○市民部長（元吉峯夫）　ただいま焼却試験の行った結果の自治体でありますけれども、一つは昨年の１１月から１２月にかけまして福島県内の６カ所で行いました結果で最大９９．９９％までセシウムを捕捉できているという結果になってございます。それから、１１月に東京都が宮古市の災害廃棄物を先行事業として実施いたしましたけれども、その結果も公表されておりまして、その結果につきましても放射性セシウムが捕捉されているという測定結果になってございます。それから、１２月に岩手県野田村の方でも焼却実験を行いまして、その結果につきましてもバグフィルタで十分放射性セシウムが大気中に拡散していないという結果となっているというふうな結果をいただいております。

以上であります。

○議長（鎌田　正）　再々質問ありませんか。はい、石塚議員。

○１２番（石塚　柏）【登壇】　よく市当局の説明を聞かなければ、一方の主張ばっかり聞いていてもだめだなという好事例だと思います。

ただですね、先程質問したんですが、国は基準を決めることが仕事。しかし、その基準を説明するということになると、大変だと思うんですね。もう一度でありますが、やっぱり基礎自治体である市なり町村が、この放射能のことについて市民に対して相当積極的に情報提供していかなければならないと思うのですが、その点についてもう一度市長から答弁を願えませんか。

○議長（鎌田　正）　再々質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美）　議員ご指摘のとおりだと思っております。我々は県でもＱ＆Ａを出しておりますけれども、やはり我々は大仙市としてそういうものを消化して、きっちり住民の皆さんにわかりやすい形で出そうという形で大仙市版を作成してＱ＆Ａを出しております。それらを含めまして、様々なやはり、少しやや一方的にものを考える方たちもたくさんいまして、そういう人たちからの情報が流れたりしますと、市民の皆さんも心配になると思いますので、我々としても国の基準、国から来るものをきっちり消化した上で様々な形で我々も積極的にその情報を公開していく、お知らせしていくということが一番大事だと思っておりますので、ホームページはもちろんでありますけれども、一番市民の皆さんに読んでいただけるものは広報だと思いますので、広報を最大限活用させていただいて、できるだけ情報公開、情報の提供に努めてまいりたいというふうに

思っております。

○議長（鎌田　正）　これにて１２番石塚柏君の質問を終わります。

申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午前１１時１０分に再開いたします。

午前１０時５９分　休　　憩

……

午前１１時１０分　再　　開

○議長（鎌田　正）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、２８番千葉健君。はい、２８番。

１番の項目について質問を許します。

○２８番（千葉　健）【登壇】　同じく大地の会の千葉でございます。今日３月５日、カレンダーの中には蛍雪と書いてありました。冬ごもりの間から虫がはい出てくる頃とございました。今日の私にぴったりの日かなと、このように思っているところでございます。

それで、私の質問は、いつも１項目についての質問でございます。流行らないラーメン屋の単品メニューでございますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

平成２２年度決算における不納欠損額は、一般会計歳入において市税、使用料等において、約８，７８９万円、国保税においては約８，５９０万円、給食費では約３７１万円などなどであります。そしてトータルで約１億８，０００万円弱の不納欠損額を計上しております。私どもは去年の１１月に、この決算を認定しておりますので、金額については異論を挟むつもりはございません。但し、この不納欠損処理に至る前に、それぞれの税に対して収納率向上のため、どういう対策をとってこられたのか、これが第１点目の質問であります。

そして、監査委員よりどういう指導・指摘があったのかが、これが第２点目の質問であります。

それから、不納欠損、未納者の実態に対して、どういう分析をしておられるのかを３点目の質問として申し上げ、１回目の質問を終わります。

○議長（鎌田　正）　１番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】　千葉健議員の質問にお答え申し上げます。

質問の不納欠損額の処理についてであります。

はじめに、市税・国保税の不納欠損理由につきましては、地方税法の滞納処分の停止条件となる無財産・生活困窮・所在不明などに該当し執行停止を行い、即時欠損されるものと３年後に欠損となるものがあります。さらに、時効消滅により５年経過すると欠損となるものがあります。

市のこれまでの収納対策としては、平成１９年４月に収納率の向上及び市民の税負担等の公平性の確保並びに財源確保について必要な対策を講じるため、副市長を本部長とする収納対策推進本部を立ち上げております。さらに、その本部には税、分担金及び使用料などを所管する担当課長で組織する収納対策推進委員会を設置し、全庁的に収納対策などの協議・検討を行っております。

また、平成１９年７月から平成２１年度まで、滞納整理等にかかわる県職員派遣事業により県職員の派遣を受け、市職員の育成指導を行ってきたところであり、平成２０年４月には収納対策をより効果的に実施するため、税務課内の納税班を収納推進課として独立させております。さらに、平成１９年度からは税理士１名を滞納整理指導員として採用するとともに、平成２１年度からは金融機関のＯＢ２名を納税相談、訪問徴収等のための滞納整理員として採用し、収納体制の充実・強化を図っております。

また、平成２２年３月、県と市町村により設立した「秋田県地方税滞納整理機構」に、平成２２年度から職員１名を派遣し、県と連携を図りながら滞納整理の推進に努めており、平成２４年度も職員を派遣する予定であります。

こうした取り組みにより収納体制が確立したことを受けて、平成２３年度からは収納推進課が税務課に統合となっております。

次に、滞納者への具体的な対策としては、滞納者への電話での催告をはじめ、平日午後７時まで納税相談等のために職員を配置しているほか、支所も含め年４回、特別納税相談を休日を含め開設しております。

しかしながら、様々な呼びかけに応じない滞納者には、必要に応じ、金融機関への預貯金調査等、滞納者の実態を調査・把握し、差し押さえ可能な財産がある場合には差し押さえを実施しております。その中で動産を差し押さえした場合には、インターネット・オークションを活用し、その売却代金を税に充当しております。

ご質問の不納欠損につきましては、ただいま申し上げましたように滞納者の実態調査を実施した結果、無財産、あるいは生活困窮等で担税力がないと判断した場合は、滞納処分の執行停止をし、その後、不納欠損処理する場合が多くなっております。

このような中にあって平成２２年度の収納率は、前年度と比較し、現年課税分、滞納繰越分とも若干高くなっており、２３年度も１月末の前年同期に比較して同様に若干高くなっております。

監査委員からは、時効中断措置により不納欠損を発生させない債権管理の徹底及び不納欠損処理の根拠の明確化について指摘を受けております。

今後におきましては、こうした指導を遵守し、なお一層の税負担等の公平性の確保及び財源確保に努めてまいりたいと存じます。

次に、市営住宅使用料につきましては、平成２２年度に関する不納欠損処分の対象者は、平成４年からの家賃及び駐車場料金の滞納者であり、ほとんどが合併前の滞納で、既に退去して債権消滅時効の５年を経過しているものであります。こうした処分対象者が市営住宅を退去した後、電話連絡、臨戸訪問及び催告書などの通知により連絡を取り、また、分割納入誓約書を提出してもらうなどして納入を促している状況にあります。しかしながら、連絡が取れなくなったり、本人や連帯保証人が死亡したり、全く支払えない状況が続くなど５年を超過したことから、債権の管理に関する条例により平成２３年３月２２日不納欠損処分を行ったものであります。

今後、このような事態に至る前の対応として、住宅入居者の公平性を保つためにも、個々の入居者に対して、さらにきめ細かい納税相談、訪問などを頻繁に行って、滞納が発生しないよう、また、滞納額の増大を抑えるよう対策をとる必要があると考えております。

また、滞納が発生した後の対応としては、合併以降、平成１８年度の滞納繰越処分の徴収率が１４．５２％、平成２４年２月現在では１５．５７％と徐々に改善されてきておりますが、今後これらに対応すべく収納体制の強化がさらに必要であると考えております。

次に、学校給食事業特別会計における給食費の不納欠損処理について申し上げます。

給食費は私法上の債権とされているため、民法第１７３条の２年の短期消滅時効が適用されますが、債権消滅のためには「時効の援用」が必要であります。しかし、現実に意思表示する人はいないため、時効期間が過ぎても徴収は可能であります。負担の公平性等を考慮し、２年時効後も３年間は収納に努め、税と同じ５年間は債権を持ち続ける地方自治法第２３６条の公法に準じた形で取り扱いをしております。

現年度分については納期を１０期とし、督促状を１０回発行し、滞納繰越分は催告書

を年２回発行しております。また、電話催告を月１回実施し、臨時２人体制による個別訪問での督促をしながら納付率の向上に努めております。

監査委員からの未納者等についての指摘・指導についてでありますが、内入りした場合の不納欠損については十分留意するよう指示されております。これは未納者が納める意思があるかどうかの確認を十分行ことであります。

不納欠損・未納者等の実態についてでありますが、個々の債権管理台帳を作成し、年間所得、家族状況等の把握をしながら、要保護・準要保護などへの申請を指導しながら、効率的な収納に努めております。

次に、上水道事業及び簡易水道事業特別会計にかかわる水道料金の収納対策につきましては、書面による督促、催告、給水停止予告の後、最終手段として給水停止処分を執行しております。このほか電話催告、訪問徴収を行っており、事案によりましては納付相談を行い、納付意識の喚起を促すため、納付誓約書の提出を求めております。

また、これと並行して、通知等に全く反応のない滞納者については、居住の確認などの実態調査を行っております。そして、行方不明・死亡等を確認した場合は、職権で給水停止としながら、さらに該当者の実態調査を続け、大仙市の債権に関する条例に基づきまして当該滞納水道料金を不納欠損としております。

下水道事業にかかわる使用料、受益者負担金・分担金については、税と同様の取り扱いをしておりますが、不納欠損処理についてはこれまで実施してきておらず、収納率向上に努めながら滞納繰越分の中の５年の時効が完成した消滅債権分については、今後適切に不納欠損処理すべきものと考えております。

○議長（鎌田　正）　再質問はありませんか。はい、千葉議員。

○２８番（千葉　健）【登壇】　再質問で自分なりにこういう質問をしたいなということで、大分項目用意しておったんですけれども、市長の方から大分踏み込んだ形で答弁されてしまったので、ある程度縮小された形で再質問したいと思います。

それで、担当部長でも構いませんので、後からは市長に対して答弁求めますけれども、ひとつ答弁お願いします。

例えば、この市税と国保税のこの不納欠損というのは、おそらくリンクしている納税者がいるんじゃないかなと、このように私は思うわけです。それで、市民税・固定資産税・国保税、それぞれにおいて不納欠損者の人数と申しますか、それと一件当たりの最高額についてひとつお知らせいただきたいと、このように思います。

それから、もう一つ、２点目は、税の滞納者と給食費の滞納者が同一家族でありながら名前が違うという形が想定されます。例えば息子さん夫婦が給食費を納めない。それから親父さんが固定資産税を納めないとか、同一家族でそういうダブって不納されておる場合が想定されますけれども、この市税・国保税・給食費、この３つが負の連鎖によって滞納しているケースはあるのかないのか、もしこれが情報を共有しておるのであれば、そういう部分で答弁は可能だと思いますので、この２点をもしできるならば担当部長の方からでも結構でございます。

それから、市長に答弁を求めるわけですけれども、この給食費の問題ですが、この保育料と給食費は別であるという考え方をすると議論は進まないと思いますが、給食費は学校教育の一環であるという考えならば、子ども手当は給食とリンクしているのではないかなと私は思います。しかも、地方財政の特措法による特例交付金でもあります。地方分権と言われて久しいわけですから、地域主権改革の面から条例を制定して、この給食費を徴収するという方法は考えられないのでしょうかということが第１点目の質問でございます。

それから、２点目の質問は、国保税の不納欠損者には当然保険証は交付、発行されていないと思いますが、例えば過年度の滞納額をそのままにして現年課税分をちょこっと支払った場合、病院にかからなければ大変だなというときに滞納額はさておいて今年課税された現年課税分をちょこっと納めると。そうした場合に市長の判断として、この保険証の発行は可能であるのかということをひとつ質問したいと思います。

それからもう一点、ちょっと釈迦に説法のような形で質問恐縮なんですが、歳入に占める自主財源、これ２３％でございますけれども、そのうちの市税が１５．５％を占めておるわけでございます。ちょっと私、財政指標の中で見慣れない言葉をちょっと見たんですけれども、経常一般財源等比率という言葉がございました。これは１００％を超えると歳入構造に弾力性があるという指数でございます。それで、平成１８年度には１００．９という指数になっておりました。それが毎年毎年徐々に徐々に下がって、２２年度には９２．６という数字になっております。つまり、歳入構造に弾力性が失ってきて硬直化してきているという数字だと私は思います。ですから、この歳入において今回私トータルで申し上げましたけれども、１億８，０００万円近い不納欠損が出ておるわけですけれども、いくら例えば市の職員が給料をカットして、そして何某の億単位の金を捻出しても、こうして歳入における不納欠損で、結果的にどぶにお金を捨ててし

まうような格好になるんですけれども、そうすると、この、普通我々は無駄使いをなくしてほしいということで蛇口をきっちり我々は一般質問でなくせなくせというわけですけれども、片や債権放棄という形で蛇口が緩むということは、私はやっぱりいかがなものかなと、このように思っております。こういう形が続きますと、例えば今回１億８，０００万円の不納欠損ということは、この数字が落ちないで毎年毎年連結みたいにして繰り返されるとなれば、１０年間で１８億円、単純計算ですけれどもそういう計算になります。これは自然と、ボクシングでいえばボディーブローのようにずっと効いてくるようなものだと私は思います。ですから、こういう部分について市長はどういう判断をされているか、ひとつ改めてご答弁を願いたいと思います。

○議長（鎌田　正）　再質問に対する答弁願います。老松総務部長。

○総務部長（老松博行）　そうすれば、私の方からまず不納欠損の状況につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

ご指摘のとおりでありまして、平成２２年度決算の不納欠損額、一般税では８，１８７万円余り、国保税につきましては８，５９１万円余りということで、この２税の合計は１億６，７７８万円余りというふうになっております。

ただ、一般税の中身ですけれども、先程ご指摘ありました市民税が１，４７５万円、それから固定資産税が６，２７８万円、軽自動車税が１３２万円、それから入湯税が３０３万円ほどでありまして合計が８，１８７万円というふうになっているものであります。この不納欠損の中で額の多いものということでありますけれども、全体の中で一番多いもののみ承知しておりますけれども、会社でありまして、１社、固定資産税７７４万８，１００円というのが不納欠損の中では一番、一件当たりの額ということになりますけれども多いというふうになっております。

それから、市税の滞納者が、一般税の滞納者が国保税や給食費も滞納しているケースがあるんではないかというご指摘でありました。市税・一般税の滞納者が国保税も滞納されているという方は１，８８７名でありまして、その滞納している国保税の額は６億５，３３５万円というふうになっております。

それから、後程説明があるかもしれませんが、一般税の滞納者が、税の滞納者が給食費も滞納しているんではないかというご指摘でありました。６４名の方が給食費を滞納しておりまして、５６４万円というふうな額になっております。

以上、不納欠損のご指摘についてご説明申し上げました。不納欠損処理にならないよ

う、適切な収納体制、収納事務を、手続きを進めてまいりたいというふうに今後ともそういうふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田　正）　総務部長、市民税と給食費の滞納者とリンクしているかという質問ですが。

○総務部長（老松博行）　再度ご説明申し上げます。一緒に、市民税を滞納していて、それから国保税を滞納している方が、先程、一緒に滞納されている方が１，８８７名、それから税金も滞納しているけれども給食費も一緒に滞納されている方が６４名いらっしゃるということで、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田　正）　元吉部長。

○市民部長（元吉峯夫）　国保税滞納者と保険証の関係につきましてご答弁申し上げます。

災害や病気などによりまして特別な事情があるその国保税の滞納者に対しましては、収納対策の一環といたしまして、毎年１０月１日の保険証の更新時に有効期間が半年の短期保険証を交付いたしまして、更新前の３月と９月に納付相談を実施しております。さらに国保税を１年以上滞納している世帯に対しましては、できるだけ被保険者と接触する機会を確保いたしまして、納付相談・納付指導につなげる目的から、資格証明書を交付しております。

当市におきましては、特別な事情のある世帯のほかに低所得世帯であります国保税の軽減世帯、それから乳幼児、障がい者等のおられる福祉医療受給者世帯、それから１８歳未満の方につきましては資格証明書の交付対象外としております。資格証明書の交付にあたりましては、５日間、夜７時までの臨時納税相談日を設けるなど様々な方法によりまして滞納状況を把握した上で決定しております。

また、資格証明書交付後におきましても災害や病気、例えば入院したというような特別な事情に該当する世帯というふうに認めた場合につきましては、速やかに被保険者証を交付いたしまして、医療機関への受診に支障が生じることのないよう連携を取りながら対応をしております。

また、実際に納付相談によりまして税金が納められた場合ですけれども、資格証明書の場合は短期保険証に、また、短期保険証の方々には納付改善が行われた場合には一般の保険者証にというような対応をしてございます。

なお、交付の世帯数でありますけれども、１月３１日現在で短期の保険者証が１，０２８世帯、資格証明書が１０８世帯というふうになってございます。

以上であります。

○議長（鎌田　正）　青谷部長。

○教育指導部長（青谷晃吉）　学校給食特別会計の不納欠損処理関係についてお答え申し上げます。

平成２２年度の不納欠損件数と金額についてでありますが、子供１人を１件と数えますと、１０５件で計３７１万２，５２５円になっております。

２点目の保護者一人当たりの不納欠損額の最高額についてでありますが、子供２人で計９万４，８７５円ということになっております。この場合は、お子さんが２人おりまして、第１子が４万８，４００円、第２子が４万６，４７５円となっております。

また、子ども手当からの給食費の徴収の条例化について、現在の法的に可能かどうかという点からお答え申し上げます。

子ども手当の支給等に関する特別措置法、上位法でありまして、受給資格者の支払いに充てる旨を申し出た場合にのみ徴収することができるものであります。したがって、現状では教材費、あるいは児童会費・生徒会費などと同様に、市の条例や規則によって徴収することはできないこととなっております。

また、子ども手当からの給食費の徴収の現況についてお答え申し上げます。

平成２３年１０月からの平成２３年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴いまして、市町村は受給者の申し出により学校給食費の徴収が可能となりました。大仙市では２３年の１１月に要保護者・準要保護等を除きます過年度未納滞納者、児童生徒１３０人おりますが、その保護者９８人に対して申出書を送付しております。未納者の中で市へ申出書を提出された方は計５名でありましたが、後日申出書を撤回された方が１人、それから生活保護受給者が１人おりまして、実質３名の方から子ども手当からの給食費の徴収を予定しております。

なお、現在、小学校１年生の入学児童のいる保護者に対して誓約書を書いていただくというふうな対策をとっておりますし、単年度の未納額につきましては減じられておりますので、未納率についても年度毎には少しずつではありますが減ってきている状況がございます。

以上であります。

○議長（鎌田　正）　栗林市長。

○市長（栗林次美）　ただいまそれぞれ担当部長から詳しく、実態も含めて答弁させまし

たけれども、この国保の関係でありますが、この関係については私としては少しでも、やはりその誠意がある方については、できるだけ短期証とか資格証とかそういうことにならないようにすべきだという考え方で運営をさせていただいております。その他の問題については、議員ご指摘のように、しっかりやっぱりやることはならなきゃならないと思いますが、この医療の関係については、やることはやりますけれども、できるだけその保険証がない、資格証明書になっては大変でありますので、そこは相当注意をして我々は対応していかなきゃならないものだと思っております。今の経済状況、あるいは高齢化の中での年金の問題、大変それぞれ国保でも介護でも大変厳しい状況になっているのは十分承知しておりますので、この部分については特に慎重な対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（鎌田　正）　再々質問ありませんか。はい、千葉議員。

○２８番（千葉　健）【登壇】　それで、最後の質問になるわけですけれども、実は３月９日に建設水道委員会において、下水道事業受益者負担金、それから集落排水の分担金、この不納欠損について審査をいただきたいということで委員会に要請を来ておるわけでございます。これは当然私も委員会に所属している関係、審査していろいろ意見を述べながら、この件に関しては最終的に私は認めざるを得ないんじゃないかなというふうには思っておりますけれども、ほかの議員さん方もおられますので、より広く知っていただく意味で先取りしたような形でちょっと質問をさせていただきます。

それで、この下水道受益者負担金のこの収入未済額、５年間を経過している部分で１，７３７万３千円…１，７００万円以上ございます。それから、農業集落受益者分担金、これが六百四十何万ということで、合わせて２，３６１万何某の収入未済額があるわけですけれども、この不納欠損額が約１，６００万円、それから６００万円ということで、この収入未済額に占める金額に対して９４％近い金額が不納欠損をしなければならないと、このように数字で出ておるわけでございます。それで、この公共下水道負担金、それから農集の分担金のこの収納率を見ますと、６．６％、これが下水道の受益者負担金の収納率であります。それから農集の分担金の収納率が３．６、この数字を見ると本当に目を覆いたくなるような数字でございます。ですから、この金額が、例えば理由は書いておるんですけれども、この滞納繰越金の中に既に時効が成立した消滅債権が毎年毎年繰り返されて付け加えられる。そしてそれは税法上、不納欠損にしておらなかったと、これが今回こういうふうにしてどうしても不納欠損として処理しなければな

らない緊急事態になって、こういうふうな形をとっておると思うんですけれども、なぜここまでこういうふうにして放ったらかしにしてきたのかと、私はそういうことを言いたいのであります。民間の企業であれば、これだけ未収金があると、社長自ら激を飛ばして、お前ら頑張って集金しないとボーナスもやれないぞ、給料もやれないぞというふうに申されると、社員は真剣になって集金に歩くはずでございます。ただ私、市の職員をどうのこうの言うつもりはありません。有能な職員がいっぱいでございます。ですから、ただ市の職員であるがゆえに徴収しても徴収しなくても給料はもらえるという、そういう部分があったからこそ、こういう事態になっているのではないかと、私はそういうふうに推測しております。ですから、こういう事態を、今回、建設水道で議論して、そして不納欠損を認める形になろうかと思いますけれども、私はこの部分をいつまでもこういうふうにしないで、市長自らがリーダーシップを発揮して、この部分について、こうならなければならないという、はっきり言ってプロジェクトチームを作っていただきたい、そういうことで、今一つ市長の意気込みをお聞きかせいただいて質問を終わりにいたしたいと思います。

○議長（鎌田　正）　再々質問に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）　この下水道の関係の、特にその農業集落排水の関係につきましては、本来もう少しきちっとした形で処理しておかなきゃならない部分でありましたけれども、私もこの問題については正直今日まで気が付かないでおりました。大変申し訳ないと思っております。いずれこれを引きずってはならないことと思いまして、今回、全部議会に出して、この問題についての処理の方向付けをはっきりさせてみたいというふうに思っているところであります。

なお、この分担金・負担金の関係につきましては、当然徴収できるものは徴収するという考え方でプロジェクトを組んでいかなきゃならないと思っておりますが、これをどこまでも整理しないでおくということは大変なことになるということで、今回こういう形で出させていただきました。この問題について私のところで把握できなかったことについては、正直にお詫びを申し上げます。

○議長（鎌田　正）　これにて２８番千葉健君の質問を終わります。

次に、１５番渡邊秀俊君。はい、１５番。

はじめに、１番の項目について質問を許します。

○１５番（渡邊秀俊）【登壇】　久しぶりの一般質問ですので、よろしくお願いします。

最初に、大仙市の観光事業の推進についてお伺いします。

この件に関しては、今の時期としては、もう予算もしっかり決まっており、少し遅い時期と思いますので、次の年２５年度に向けての一つの意見として聞いてもらいたいと思います。

県内経済がなかなか上向かない状況下で、大仙の豊かな自然と人情、懐かしい味や風土を通して、大仙にたくさんの人に来てもらい、人や物の移動によって経済・文化の活性化を図ることが求められています。大仙市でも入り込み客数２８０万人を目標に掲げ、それぞれの団体や地域における様々なイベントに積極的に支援している関係者の努力は、大いに評価いたします。ただ、それぞれのイベントや物産展などの催しが、情報の発信や物の動き、それぞれが担当者の熱意に支えられている状況であり、窓口も観光協会や商工会、あるいはそれぞれの支所の担当者と様々であり、イベントによってはその支所の窓口がまた変わったりいたします。一生懸命にはやっておりますけれども、大仙市の枠を越えたほかの地域に浸透していく力、あるいはほかの県やほかの市町村からお客さんを呼ぶ力が弱いように感じられます。合併によるスケールメリットが、まだまだ十分に活かされていないと感じられます。しっかりした予算の確保、あるいは専任職員や嘱託職員の配置によって、いつどこで何をやっているのか、誰が来るのか、何かおいしいものはあるのかなどの情報の収集・発信の窓口の一本化、そのときそのときの状況に対して臨機応変に対応できる人員の配置や資金の調整、アイデアの調整を一括して統括できる大仙市観光協会の設立により、県や農協、商工会、商工会議所などなど関係機関との連携を密にして事業を進めていくことが、大仙市の観光事業の振興策の一つとなるのではと考えます。この件について伺います。

○議長（鎌田　正）　１番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】　渡邊秀俊議員の質問にお答え申し上げます。

質問の地区観光協会の統一についてでありますが、大仙市内の観光協会につきましては、神岡、南外地域を除き各地域に設置されており、その実施事業の運営形態や事務局体制の違いから、未だに一本化できない状況にあります。

しかしながら、合併から７年を迎え、秋田県を取り巻く観光環境が、デスティネーションキャンペーンや東北観光博覧会の開催、「アイリス２」の誘致活動等の大きなプロジェクトが動き出していること、また、「食」や「体験」に代表される旅行ニーズの多様化や他市や他県との連携観光が求められることなど、単体の観光協会だけでは対応

できない状況にあることも現実であります。

こうしたことから、大仙市として一本化した観光窓口を設け、観光情報を発信していく必要を認識し、平成２３年第４回定例会における橋村誠議員の一般質問に対して「それぞれの地域に根差した観光協会の取り組みを大事にしながら、観光協会の一本化について検討してみたい」と答弁しているところであります。

先頃、「第２次大仙市行政改革大綱」の後期実施計画が策定され、観光協会の一本化も取組目標としており、それぞれの事情にも配慮しながら関係団体との話し合いを積極的に進め、平成２４年度中には一定の道筋をつけたいと考えております。

具体的には、大仙市観光振興計画の８つの基本戦略との整合性を図りながら、大仙市としての観光振興事業と伝統に根ざした地域振興事業を明確にし、観光協会として行うべき事業を選別するとともに、補助金のあり方の見直し、「民」の活力を活かした団体育成に努めてまいりたいと思います。

○議長（鎌田　正）　再質問はありませんか。

○１５番（渡邊秀俊）　ありません。

○議長（鎌田　正）　質問の途中でございますけれども、この際、昼食のため暫時休憩いたします。本会議は午後１時に再開いたします。

午前１１時５４分　休　　憩

……

午後　１時００分　再　　開

○議長（鎌田　正）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

申し上げます。先ほどの２８番千葉健君の一般質問に対する答弁に誤りがあり、訂正の申し出がありましたので発言を許します。老松総務部長。

○総務部長（老松博行）　貴重な時間をお借りいたしまして申し訳ありません。先ほど千葉健議員のご質問の中で、市税滞納者が給食費も滞納している場合についてのご質問がありましたけれども、その回答に誤りがありましたので訂正をお願いするものであります。

先程は市税滞納者で給食費も滞納しているケースとして６４名、その給食費の金額は５６４万円というふうに申し上げましたが、正しくは１９８名、その給食費の額は２，３５２万円となっているものであります。

お詫びして訂正申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田　正）　１５番渡邊秀俊君の一般質問を続けます。１５番。

２番の項目について質問を許します。

○１５番（渡邊秀俊）【登壇】　質問いたします。

ＪＲ大曲駅の東西を結ぶ道路についてですけれども、これはホームセンターのところから大曲駅の方に道路が延びておりますけれども、片方の道路は旧組合病院のある方の駅前に通じておりますけれども、もう片方の現在工事しておりますアンダーパスに続く道路の件についてであります。

事業の導入により、道路、水路、下水道及び公園をはじめとする施設の整備により、交通の利便性の向上、歩行者の安全確保等により、にぎわいのある商店街の再生、居住環境の整備によって宅地利用の増進を図ることを目指して平成元年度から工事が始まった大曲駅前第二地区土地区画整理事業、平成２７年度完工を目指し、２９８億円の事業費で進行中であります。途中、計画年度の延長や予算の増額がなされましたけれども、今の段階で２７年度計画どおり完工する見通しなのか伺います。

また、平成１５年度から２６年度までの住宅市街地総合整備事業２６億３，０００万円の事業費で、大花町を中心として居住環境の整備を進めているこの事業も、計画どおり２６年度の完工ができる見通しなのか伺います。

また、これらの事業を通して大曲駅の東西を結ぶもう片方の道路も、これの完工とあわせて一緒に完成するものと思っておりましたけれども、これはまたもう一つの別の事業で、平成２３年度から５年にわたって実施される中通線街路整備事業、総額４億６，０００万円によって初めて結ばれることと聞いております。

単純に、なぜこのような一貫性のないような形の計画によって事業が進められることになったのか伺います。またあわせて、今の３つの事業の合計でも概算で３２８億円となりますけれども、いわゆる大曲駅前の整備のために総額の事業費ではどのくらい投資される見込みなのか伺います。あわせて、計画のもととなる市街地の地価の算定について、計画立案時は幾らで、現在はどのような価格になっているのかあわせて伺います。

○議長（鎌田　正）　２番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】　質問のＪＲ大曲駅の東西地区を結ぶ道路の建設についてお答え申し上げます。

はじめに、大曲駅前第二地区土地区画整理事業につきましてご説明いたします。

大曲駅前第二地区は大仙市の中心市街地で、商店街や住宅地域で構成されております。

しかしながら、公共施設整備の遅れから土地の利用状況が極めて悪く、新幹線開通や国道１３号大曲バイパスの４車線化による交通の利便性を十分に活用できない状況であり、早急な基盤整備が望まれる地区となっております。このため、道路、水路及び公園等の公共施設を整備し、交通の円滑化、歩行者の安全を確保し、にぎわいのある商店街の形成や宅地利用の増進など、中心市街地の活性化を図るとともに災害に強い街並みの形成を目的とした都市再生型の土地区画整理事業を実施しているものであります。

当該事業は、昭和６３年１２月に国から事業計画の認可を受け、平成元年度から事業に着手しておりますが、これまでに社会情勢の変化にあわせ４回の事業計画の変更を行い、事業年度を平成２７年度までとし、総事業費２９８億円としております。

これまでの事業の進捗状況は、平成２２年度末の事業費ベースで、総事業費２９８億円に対し２５２億１，５２６万１千円を投入しており、進捗率は８４．６％、仮換地指定率は、施行後の宅地面積１７万５，１１４㎡に対し、１４万９，４７６㎡の仮換地指定を行っており、進捗率は８５．４％、建物移転については全体移転戸数５３６戸に対し４６６戸の移転を完了しており、進捗率は８６．９％であり、本年度末での進捗率は８８％になる予定であります。

また、住宅市街地総合整備事業につきましては、老朽住宅が密集している大花町地区の居住環境の向上を図るとともに、中通線アンダーパス工事の作業エリアを確保するなど、土地区画整理事業の円滑な事業推進を支援することを目的として平成１５年度から導入した事業であり、事業費は２６億３，５００万円で、平成２６年度までの事業であります。

平成２２年度末の進捗率は、総事業費２６億３，５００万円に対し１９億２，２０７万９千円を投入しており、７２．９％となっております。

大曲駅前第二地区土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業が、それぞれの計画どおり完工できる見通しかのご質問でありますが、これらの事業は大仙市総合計画後期基本計画の実施計画の中で調整を図り、それぞれの期間内に完了することで位置付けられております。この実施計画に基づき進めておりますが、今後、国の予算配分の減など特別な事情が生じなければ、予定どおり完了できるものと考えております。

次に、中通線街路事業の経緯についてご説明いたします。

都市計画道路中通線は、駅前第二地区土地区画整理事業と同時期に都市計画決定されたもので、現在の内環状道路としての道路網計画に変更されたものです。当時、大曲駅

前第二地区は、市施行の土地区画整理事業で整備を進めることで手続きを進めておりましたが、議員ご質問の中通線のこの区間を含む大曲駅東地区につきましても、組合施行による土地区画整理事業の可能性について検討し、具体的な調査も実施した経緯があります。しかしながら、高い減歩率が予想され、地権者の同意が得られず断念しております。

旧大曲市時代となりますが、内環状道路の整備は重要課題ととらえ、県を通じ国とも相談しておりましたが、「まちづくり総合支援事業」が創設されたことを機に、内環状道路の一翼となる「都市計画道路花園線」などの整備に着手し、「都市計画道路駅東線」については街路事業として着手したものです。この「まちづくり総合支援事業」は５年サイクルでローリングできるもので、「まちづくり交付金事業」として名称は移行しましたが、ご質問の区間につきましては３回目の計画期間となる平成２３年度から２７年度の５カ年計画に盛り込み、土地区画整理事業の進捗にあわせ着手することで、大仙市総合計画の中で合併時から予定していたものであります。県を通じ国とも協議が整っていたものですが、この「まちづくり交付金事業」の制度が廃止になったことから、街路事業としての実施に切り替えたものであります。

なお、この中通線につきましては、現在取り組みを進めております中心市街地活性化対策におきましても、大曲駅西側と国道１３号バイパスを含む駅東側を結ぶ重要な幹線道路として位置付けられており、大曲通町地区第一種市街地再開発事業により整備される仙北組合総合病院などの医療、福祉、健康関連施設や既存商店街等へのアクセス性を大幅に向上させ、中心市街地に新たな人の流れとにぎわいを創出させることが期待されており、その活性化に大きく寄与するものと考えております。

次に、大曲駅前（東西）の整備のために係る全体事業費につきましては、昭和４９年度から昭和６１年度までに実施した大曲駅前土地区画整理事業につきましては４４億９，１００万円、平成１３年度から１９年度までに実施した駅東線街路事業につきましては１９億３，０００万円、平成１４年度から１８年度までに実施した花園線道路事業につきましては４億３，０００万円、平成１８年度から平成２２年度までに実施したまちづくり交付金事業につきましては７億４，０００万円であります。

また、平成２３年度から平成２７年度までに実施することとしております中通線街路事業につきましては４億６，０００万円、平成２４年度から平成２６年度に計画しております都市計画道路駅前通り線歩道無散水設備設置工事につきましては１億６００万円

を見込んでおります。これに大曲駅前第二地区土地区画整理事業費２９８億円と住宅市街地総合整備事業費２６億３，５００万円を加えますと、大曲駅周辺の整備のための全体事業費は４０５億９，２００万円となる見込みです。

次に、市街地の地価の算定方法につきましては、土地区画整理事業の場合は、整備後の宅地は原則として整備前の宅地に見合うよう定めることになっております。しかしながら、若干の不均衡が生じることがありますので、この不均衡を解消するため精算金の制度が設けられており、整理前・整理後の土地評価が必要となってきます。したがいまして、土地区画整理事業における土地評価は、土地の売買のための評価とは異なり、事業により宅地の利用増進が整理前・整理後どのように変化したかを計測し、評価指数であらわしていることから、地価の変動には直接影響はしないものであり、この評価指数は評価委員会により決定しているものであります。

また、住宅市街地総合整備事業において大花都市再生住宅用地の買収を行っておりますが、買収単価については土地鑑定評価に基づいております。

○議長（鎌田　正）　再質問ありませんか。渡邊議員。

○１５番（渡邊秀俊）【登壇】　再質問いたします。

昭和から平成に変わるときからのこういった２０年、３０年という長い間の事業となりますと、総額しかも４０５億円という巨額なお金を投じた場合、往々にして責任の所在がどこにあるのか、あるいは計画立案時の担当者、上司、あるいは市長、議員、それぞれ変わっていることから、このまま継続していいのか、どこでストップしていいのか判断をかけるというのはなかなか難しいかと思います。そういうことからも、今一度その責任の所在、この事業をどこまでやって、どこで終了するのか、どこで一応の歯止めをかけるのが今の段階でベストなのかをしっかり検証して事業を進めてもらいたいと思います。

それからもう一つ、この事業の六、七割が大体土地の補償料に回っていると聞いておりますけれども、計画の立案時は大体、平成元年といいますとバブルの入った頃でありまして、一番土地の高い時期の計画立案時かと思います。高速道路、私協和ですけれども、協和で高速道路ができたときの田んぼ１反歩の買収価格が６００万でした。隣の河辺・雄和は地区が違うということで同じ田んぼでも８００万、大変こう、どうして違うのか疑問に思ったわけですけれども、この間、雄物川の堤防、用地買収が決まった際に、その当時６００万の田んぼが現在は２５０万と、かなりこう価格が下がっております。

今の市長の答弁でありますと、地価の変動は何というかなかなかこう算定は難しいといいますけれども、我々単純に考えても当時の単価の計画よりも、今の計画でいけば安くなっていなければ、地価の単価ですな、安くなっていなければ、ちょっとおかしいんじゃないかというような単純な疑問が残るわけですけれども、価格が安いからなかなか反対、賛成できないということであれば、もう少し交渉の余地があるんではないかと思いますけれども、そこら辺の見通しについてひとつ伺いたいと思います。

○議長（鎌田　正）　再質問に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）　この駅前第二地区土地区画整理事業の計画どおり２７年度まで完工できるかということだと思います。先程ご答弁申し上げましたとおり、国の補助制度の補助率の方、大幅な変更がない限りは２７年度で完成できるように、関連する事業を含めて組み立てておりますので、このことについては前々から議会の方に報告しているものだと私は思っております。

それから、その計画を、長い計画でありますので、これも議会の方に再三申し上げておりますけれども、私市長になってからこの計画にずっとこの見直しを含めて検討させていただいております。そして、これ以上この計画そのものを膨らませないということで、２７年度でこれに関連するものを含めて大筋のものは全部ここで完結するという形で物事を組み立てておりますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、もう一点のこの区画整理事業の場合のこの土地の評価の関係でありますが、先程答弁したとおりでありますが、もう少し詳しく担当部長から答弁させたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田　正）　田口建設部長。

○建設部長（田口隆志）　ただいま市長の答弁の中にもありましたけれども、私の方からもう少し詳しくご説明したいと思います。

区画整理事業は、この事業は平成元年から事業スタートしておりますけれども、面積が２５ｈａぐらいの面積で、全体計画で進めたわけでございますけれども、基本的には整理前の土地、当然個人個人の所有する面積ありますけれども、それに対して整理後の換地面積、これは当然平均減歩という形で、この地区でありますと１６％ぐらい減歩という形で公共施設のために土地を提供していただいております。そういう関係の計算というのは事業スタート、初期段階で実施されるものでありまして、当然地価を対象にして計算しますと、その都度変化が起こるということで、区画整理事業の場合は点数制で

整理前・整理後の評価を実施しております。それで、この第二地区の場合は平成３年頃でございますけれども、整理前の土地の評価、これは価格でなくて点数で評価しまして、整理された後の道路の整備状況にあわせて、当然宅地の造成率は上がるわけでございますので、点数が上がった形で、全ての区域について換地設計を組みます。したがいまして、その換地設計にあわせて事業終了まで、その割合で作業を進めてまいりますので、途中で土地の価格が上がるとか下がるとか、そういうものにあわせて土地評価というのは変えれないということで、基本的に点数制ということで実施しております。

それで、基本的には整理前・整理後、同じ価値になるようにということで我々換地設計を組んでおるわけでございますけれども、なかなかそういう形にうまくいかない部分につきましては、最終的に精算という形で点数の整理前の、例えば整理前１，０００点あったものが整理後１，０２０点になったとすれば、その２０点分につきまして精算してくださいということで、最終的に精算業務が入ってきます。その２０点は額にすると幾らになるのかというのは、最終的に事業、換地が終了した段階で評価委員会の方に１点幾らぐらいの値段かということで計算していただいて、１点の決められた値段に精算するポイントを掛けて精算金を出していくというような作業になるわけでございます。当然、地価も当然考慮して精算という形に最終的にはなろうかと思いますけれども、その際には当然周辺の地価の状況というのは、当然参考にしながら評価委員の皆さんが一点幾ら幾らという値段をつけていただくというような作業になろうかと思いますけれども、それにつきましてはこれからの作業ということで、あくまでも区画整理事業は当初設定した評価点数によって土地を動かすということですので、通常の売買の地価単価上昇なり下降には影響されないでまずやっていくという方針をとっておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

○議長（鎌田　正）　再々質問ありますか。はい、渡邊議員。

○１５番（渡邊秀俊）【登壇】　そういった難しいこと聞いてないんですよ。さっき言った、例えば今、価格交渉する際に１反歩、１，０００㎡幾らなのか、概算でいいです。交渉中ですから、差し障りあるでしょうけれども。１０年前は同じ評価が１反歩どのくらいなのか、高くなっているのか安くなっているのか。今の話は１０年前も今も同じ値段で交渉しているということなのでしょうか。というのはですよ…減歩率がどうのって価格が出てくるんだすべ。家を建てて土地を持っている人が、ちょっとそこ道路通りますから寄ってくださいといった場合は、あの道は３，０００万円です、５，０００万円

ですと評価さねばねんだすべ。もう一回言ってもいい。まず、あの…聞いてからでなければ聞き様がないんですよ。感覚的に道路を通す場合、家を寄ってくださいと。今、減歩率が何かってありますけどれども、普通はあんたのうちから１反歩何ぼで買うから、それで何とか了承してほかに土地を求めてくださいとかやって、まず道路通ったり宅地を造成したりするわけでしょう。この事業の場合は、その減歩率か何かの関係で、まずちょっと違うということでしたけれども、当然そこにお金が絡んでくるから補償費が何十億って出ていくわけですよね。そのお金っていうのは、その個人個人の補償の懐に入るわけでしょう。だからその価格が１反歩に換算すれば、大体１０年前は幾らで、今はそれより高くなっているのか安くなっているのかということなのです。高くなってるんだったら、さっき言った田舎の土地でいけば６００万が２５０万になるような時代ですから、もう少し評価の仕方が違うんでないかというような質問です。

○議長（鎌田　正）　再々質問に対する答弁願います。田口部長。

○建設部長（田口隆志）　先程の私の説明がちょっと舌足らずで申し訳ありませんでした。

区画整理事業というのは、通常の直売方式のように道路敷を買収していく方式ではないです。区域設定されますと、その区域内にいる権利者の方々から、個人個人によって若干は違いますけれども、平均的に大体２割ぐらいの土地を提供していただいて、その提供していただいた土地で道路敷なり公園敷、そういう公共施設の土地を作り出していく手法でございます。したがいまして、個人に対する補償というのは、土地に関してはありません。あくまでも建物、支障物件となるものに対する補償ということですので、土地価格は契約上、出てくるということはない事業でございます。当然補償算定にあたりましては、その年度ごとに補償単価、材料によっては上がったり下がったりするものもございますので、その辺の単価の影響は受けますけども、あくまでもその補償金というのは建物等の支障物件にかかわる補償金だけという考え方でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、今ご質問にあった中通線２００ｍ区間程度でございますけれども、これは街路事業という手法で進めるということで市長からも答弁ありました。この街路事業につきましては、直売方式ということですので、道路敷にかかった部分だけについて、これは用地補償の対象になるということで、当然土地を買収しながら、それにかかわる支障物件については補償しますという手法でありますので、区画整理事業とはまた違う手法になるものでございます。

それで、今その中通線街路事業につきましては、鑑定評価、来年２４年度からの買収に入るわけで、鑑定評価を行っております。ですので、当然昨年の時点での鑑定評価ということで、今ちょっと資料を持ってきてなくてわかりませんけども、一反歩当たり、当然、田の鑑定も出ておるはずでございますけども、これがずっと前の土地と値段がどうのこうのでなくて、その時点での単価での買収という、こちらは中通線の街路事業というそういう形で買収を進めるものでございます。ですので、単価があまり違わないように、できるだけ同じ時期に皆さんから単価の承認をいただいて、皆さん同じような単価で買収できるようにということで今作業を進めているところでございます。

○議長（鎌田　正）　部長、ここの⑤番に地価の算定方法とかうたっているから、単価ぐらいあなた資料持ってこなければだめですよ。

暫時休憩します。

午後　１時３１分　休　　憩

……

午後　１時４５分　再　　開

○議長（鎌田　正）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。田口建設部長。

○建設部長（田口隆志）　時間を取らせて非常に申し訳ありませんでした。

田んぼの鑑定の件につきましてお話いたします。

平成１４年６月の時点の鑑定ですけども、これは駅東線を整備する際に鑑定したものでございまして、田んぼの平米当たり２万３千円の鑑定価格をいただいております。各鑑定につきましては、場所によりまして若干条件が異なることも考えられますけれども、ほぼ同じような場所ですのでよろしくお願いしたいと思います。

それから平成１９年度で鑑定したもので、１９年７月の鑑定で、これはまちづくり交付金事業においてしあわせ公園を整備する際に買収したものでございますけれども、その際には田んぼ平米２万円となっております。

続きまして、今回、中通線整備するにあたりまして鑑定評価、２４年１月時点で実施しておりますけれども、これにつきましては田んぼ平米１万６千円となっております。したがいまして、この地区につきましては大分評価が下降している状況でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田　正）　次に、３番目の項目について質問を許します。

○１５番（渡邊秀俊）【登壇】　次に、まちづくりの活性化について伺います。

１つ目は、大仙市内の高校から東大合格者数を秋田県で一番にする考えはないのか伺います。

日本は学歴社会である、こういうことを言いますと、教育関係者からは教育はそればかりではないという反論を必ずいただきます。しかしながら、相手の学歴を聞いた途端に接する態度に変化が見られるのは、行政関係者や教育関係者に多いというのは経験からしてそれぞれ覚えのあることだと思います。

日本の場合、学歴が人生に大きな影響を与えているのは事実であります。

秋田県は小学・中学の学力・体力は全国ナンバーワンと言っていい数字であります。それが高校を卒業し、有名大学と言われる大学の合格率は全国の下位を低迷しております。東京大学の合格者は、秋田県内ではずっと一桁台でありました。それが数年前、秋田高校で合格するための補修授業を始めたところ、２０人前後まで増えております。とすれば、県内で上位に位置する優位な、優秀な中学生を輩出する当管内で、大仙市の高校でも、ちょっとした工夫によって有名大学への進学率が向上するのではないか、大学へ進学するなら秋田や横手ではなく大仙でなければならないとなれば、我々も地域の大きな自信になります。ついこの間まで東京大学の学長さんが千畑出身の人というだけで、我々に大きな力を与えてくれました。人が動き、物が動きますと経済も活性化いたします。すぐ効果が見えるとは思いませんけれども、大仙の高校に入れば東大に合格できる、そんな施策で我々に自信と誇りを与えてくれる考えはないか伺います。

次に、お仲人さんの登録についてであります。

今般の小学校統合に象徴されるように、子供の数が少なくなる現象が我々の思っている以上のスピードで進み、地域に子供の歓声が聞かれなくなって寂しいという声があちこちで聞かれます。全国の人がうらやむ秋田美人に囲まれながら、秋田県の婚姻率は残念ながら今のところ全国最下位だそうであります。手厚い国策によって増加に転じたフランスというようなことは、一地方行政ではなかなかできないにしても、何かしら行動を起こしてこの状況を打開しなければならないという思いは、皆さん一緒だと思います。子供が少なくなったと並行して、未婚の男女も増えております。本人に聞けば、結婚はしたい、子供も欲しい、だけどなかなか機会がないとの返答が大半であります。個人情報保護条例への社会の過剰反応によって他人の生活にかかわるな、かかわってもし何か言われたらどうしましょう、そういう不安から他人は他人、我関せずの悪しき風潮が広

まったためとも考えられます。大いなるマイナスであります。それ以前は見合い結婚があちこちにありふれておりましたし、仲人の達人はある種の尊敬を集めておりました。２０組、３０組を結びつけたという人もおりました。民生委員が地域の困り事の相談に乗っているように、あの人に頼めばいい人を紹介してくれる、何とかしてくれる、頼む方も頼まれる方も気兼ねなく相談できるような登録制度、あるいは遠慮なく動き回れるような仕組みをつくることができないものか伺います。

もう一つですが、中学生までの医療費無料化の実現についてであります。

これはこの後、佐藤議員も質問されるかと思いますけれども、今年度から秋田県が小学生までの医療費無料化に取り組むことから、大仙市ではさらに中学生の入院時に無料化することになりました。私はこの機会に、どうせだったら大仙では中学生まで医療費無料にできないか再度要望いたします。若いお母さん方の集まりでも、大仙では６年生までお医者さんタダで大変助かるし、ほかの町に比べても一番先をいっていて誇らしいという声がたくさんあります。何より住民に生活の安心を与えていることは行政としても大変大きなものがあると思います。お金もそんなにかからないと思われます。現在、小学６年生までの無料化では１億３，０００万ほど、中学は３年間、しかも中学生になりますと小学生に比べお医者さんにかかる機会は格段に減るということから、お金の増額はそれほどかかるとは思いません。是非中学生までの医療費の無料化を望みます。

あわせて、生活基盤の弱い若い世代の中でも、収入の多い人はしっかり税金、所得税を納めております。今、税金の申告時期でありますからご承知と思いますけれども、年収から生活費用や必要経費を差し引いた額に係る所得税は５％から４０％、収入が多い人ほど税金が高くなる仕組みになっております。ざっと計算して１００万円残った場合、これに係る所得税は５万円、５％、５００万円残った場合、５７万２，５００円、１２％、７００万円も残った人については９７万４千円と、所得税は１４％であります。ですからこういうことを思えば、所得の多い人を対象外とするのは制度的にちょっと疑問が残るように思います。対象者を確認する煩雑な事務作業も必要でなくなることからも、再度所得制限の撤廃を望んで質問を終わります。

○議長（鎌田　正）　３番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】　質問のまちの活性化についてお答え申し上げます。

最初の高校の大学進学率の向上に関する質問につきましては、教育長から答弁させていただきます。

次に、結婚に対する支援体制につきましては、本年度から「むすびサポート事業」として具体的に取り組みを始めております。

現在、公募によるメンバーを中心とした「大仙結婚を支援する会」を組織しており、会員は１６名となっております。会員それぞれの情報をもとに、定期的に集まって情報交換し、直接結婚を希望する方々を紹介し合うなどの活動もしております。

会員のうち９名は研修を受けて、秋田県結婚サポーターとして登録し、ボランティアとして出会いや結婚に関するイベントの情報提供等、地域における出会い・結婚支援活動を行っております。

昨年この仕組みの中で親の婚活をテーマに研修会を行っておりますが、市といたしましては２４年度中にはまちなかでの婚活をメインとするイベント、この予算を計上するなど、結婚を真剣に考えている皆さんの支援をしてまいりたいと思っております。

地域における世話役や仲人の達人と言われる方々の登録制に関しましては、他の自治体の先進事例などを参考にし、「大仙結婚を支援する会」の皆さんと協議しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、福祉医療制度につきましては、合併時には所得制限を設けず、小学生までを対象として医療費の助成を行っておりましたが、平成１８年８月から市独自の所得制限を設け、現在実施しているところであります。

この実施にあたっては、「大仙市子育て支援意見交換会」を開催し、子育て中の母親の皆様から様々な意見を伺い、事業の継続性と負担の公平性を図る観点から所得制限を設ける旨を説明し、ご了解いただいたものであります。

秋田県では、少子化対策として、今年８月から福祉医療制度の助成対象年齢を小学生まで拡充し、所得制限基準額を旧児童手当基準に緩和する内容で、２４年度当初予算に計上しております。これにより県補助金は増加するものの、所得制限基準額が緩和されたことにより、現在、小学生までの約８５％である該当者が見直し後は９５％以上と見込まれること、また、市民税所得割課税世帯の１歳児以上に県が求めている１，０００円までの自己負担についても市が引き続き助成すること、さらには２４年度において妊婦検診の無料化の継続や新たに保育園の改築支援、待機児童の解消、地域子育て拠点の整備の実施等、総合的に子育て環境の充実を図ることとしていることから、今後持続可能な福祉医療制度とするため、中学生の入院までの拡充を考えているところであります。

また、所得制限につきましては、県制度上では、父・母それぞれの所得基準で認定さ

れることになりますが、市といたしましては、これまでどおり県基準をさらに拡充し、父・母の合計の所得基準額を設けることとしております。これにより、ほとんどの方は該当となるものの、負担の公平性の観点から、一定の所得水準を超える方々には自己負担をお願いしたいと考えております。

訂正いたします。大仙結婚を支援する会の会員でありますが、「１６名」と申し上げましたが正確には「１５名」だそうでありますので、訂正させていただきます。

○議長（鎌田　正）　次に、３番の項目のうち、①に対する答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一）【登壇】　質問の、まちの活性化についての１点目についてお答え申し上げます。

議員ご提案のように、優秀な人材を輩出できる「まち」という点では、どの県や市も課題として努力しているところであると思います。本市では、小・中学生の頑張りによりまして、ここ二、三年、毎年３００人以上の方々が県外から本市に研修視察に訪れており、大仙市を知っていただくよい機会となっていると思っております。

秋田県及び本市の児童生徒の望ましい状況を詳細に分析してみますと、少人数学習の推進や教員のきめ細かな指導、あるいは学校生活支援員の配置、保護者や地域の支援等によりまして、義務教育として身に付けさせる学力・学習習慣等をしっかり身に付けさせている点ではないかなというふうに考えているところであります。県も市も、今後、「理数や英語力の向上」、また、「伸びる子を伸ばす指導」を次の目標として指導改善に努めておるところでございます。

さて、高校教育では、義務教育で培われました基礎のもとに、知識・技能を活用して自分の考えを論理的に表現する力、あるいは自ら課題を発見し解決する力を育成することが肝要であるという考え方から、受験学力にとどまらない、真の学力向上に向けた取り組みが重要であり、産業の振興や医師の確保など本県の課題に対して当事者意識を持った地域社会に貢献できる人材の育成を図ろうと努めているというふうに伺っております。

特に重点的に取り組むべき課題の一つには、教員の進路指導力の向上があります。生徒の個性や潜在能力を最大限引き出し、目標に向かって最後までモチベーションを維持できるような指導をすることが大切であり、実践事例の共有化、あるいは進路情報のネットワーク化を図りながら、県全体の指導力の向上を強力に推進しているとも聞いております。

高校生自身の学習へのモチベーションの維持・向上を図るためには、外部講師を活用した土曜講座、あるいは夏季・冬季セミナーの実施、キャリアアドバイザーの配置やインターンシップ、いわゆる職場体験の推進、高校生国内派遣交流事業、高等学校国際交流促進事業などが展開されておりまして、その中の「高校生未来創造支援事業」におきましては、地域を支える医師の育成を目指した「地域を支えるドクター育成事業」、「進学コース別ハイレベル講座」などが、県内数箇所に設けられているというふうに伺っております。その成果としまして、昨年度の医学部医学科現役合格者数は４０名で、前年度比１３人の増でありました。

また、県立高校においても特色ある学校経営がなされておりまして、ご存知のように本市で後援会への補助金等の支援をしております西仙北高等学校では、デンマークへの生徒派遣を行うなどしまして福祉教育の充実をその特色としておりますし、最近では大曲高校女子駅伝部の全国での活躍という特色を、大仙市民みんなで支えているようにも思っております。

中学生は、進学校を選択し、選抜試験によって希望する高校へ進学します。県内の高校の学区制度が廃止された理由の一つには、生徒の選択の範囲を拡大し、生徒の可能性を広げるとともに、高校の経営努力促進への布石があるようにも思っております。

いずれにしましても、本市にしましては地域の高校との連携や情報交換を密にし、今行っております支援を継続するとともに、生徒の自己実現が果たされるよう、高校、大学、職業人となるまでを見据えた教育実践に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（鎌田　正）　再質問ありませんか。はい、渡邊議員。

○１５番（渡邊秀俊）【登壇】　１つ目の大学関係ですけれども、小学・中学、教育長はじめ一生懸命やっているおかげで実績を出しているというのは十分みんなが認めておるところでありますし、高校については市がどこまで関与していいのかというその線引きがあるのも一応承知はしております。が、やはり何て言いますか数字で表せるような、質問ではみんな本音では有名大学に子弟を入れたい。だけどもなかなか大仙の高校からは実績がないというのが実情でありますから、その数字を向上させるために市が何かできないかというようなことを質問したわけで、今の現状を一生懸命頑張っていくということではなく、何かもう一つ新しい方策を考えてもらえないものかと思います。

それから、３つ目、８５％から９５％だからもう所得制限を設けているのは５％しかおらないというようなことでしたけれども、これ人数にしたらどのくらいになるのか、あるいは５％しかいないんだったら１００％にするのは何でそこで躊躇するのか、ひとつお願いいたします。

○議長（鎌田　正）　再質問に対する答弁を願います。最初に栗林市長。

○市長（栗林次美）　これはやっぱり理念的な問題ではないかなと思います。子ども手当の基準あたりで所得制限ということを我々考えておりますけれども、そうすると、制限を受ける方は非常に少ないわけでありますけれども、やはり日本の様々な制度というのは、やっぱり負担できる人は一定の負担をして、できない人をカバーしていくという考え方で物事が成り立っているとすれば、この医療費の問題につきましても医療保険があるわけでありますので、数は少なくてもやっぱり一定の制限をそこに設けておくというのが公平性ではないかなというふうに考えております。子ども手当の問題いろいろありましたけれども、やっぱり子ども手当みたいなものをやる場合にも、私は一貫して一定の所得制限を設けるべきだという考え方でずっといましたし、市の関係につきましても、そこのところはそういう考え方をした上で、この子供の医療環境の充実をさせていきたいというふうに思っています。

大学の方は、私答弁しなくてよろしいですか。今お話聞いておりまして、大学の関係は、大学に入るのはやはり子供さんの意思の問題であると思いますし、親の意思で大学に入れるということはいかがなものかなというふうに議員の質問を聞いておりました。

○議長（鎌田　正）　三浦教育長、何か答弁ありますか。はい、三浦教育長。

○教育長（三浦憲一）　県内にはまず県立高校と、それから市立高校と、それから私立の高校がございます。それぞれ特色を発揮しながら努力しているわけですが、例えば市立高校の場合であれば市が率先的に介入しながら、そして共通理解を持ちながら進めることは可能ですが、県立高校の場合は、今先ほど述べさせていただきましたが、やはり一つ一つの学校に任せるということは、やっぱり大変難しいですので、全県一区で重点化しながら、そしてお金をかけながらというのが今の県立高校の実態でないかなというふうに私たちはこうとらえております。ですから、近くで応援していく、あるいは交流活動をするとか、そういうことは私たちやれる目一杯のところですからいろいろ連携、交流を通しながら一緒になってやっていきたいなと、そういう思いでいっぱいです。秋田高校のお話先程出ましたが、結局は上から押し付ける授業ではなくて、いかにモチベー

ションを上げるかということが最大の課題であったということをお話伺っています。秋田県民はいろいろ頑張るんですが、なかなか自信を持てないと。どうして自信を持たせるかということに最大限力を入れたら伸びていったというふうなこともありましたので、私たち小・中でもいろいろ体験学習なり、いろいろプロの先生に学ぶなりして、いろんなことを学んで、先を目指すような子供さん方を育成してつなげていきたいなというふうにとらえているところであります。

以上であります。

○議長（鎌田　正）　再々質問ありますか。

○１５番（渡邊秀俊）　ありません。

○議長（鎌田　正）　これにて１５番渡邊秀俊君の質問を終わります。

申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午後２時２５分に再開いたします。

午後　２時１２分　休　　憩

……

午後　２時２４分　再　　開

○議長（鎌田　正）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、２１番高橋幸晴君。２１番。

はじめに、１番の項目について質問を許します。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　大地の会の高橋幸晴です。７項目について質問をさせていただきますが、市長の所信表明演説でいろいろ説明がありましたので、ダブっているところもあるわけですが、私も以前から考えていた項目でしたので、改めて質問をさせていただきます。

１番目の農業（農家）の担い手対策について伺います。

戦後のベビーブーム、いわゆる昭和２３・２４・２５年頃生まれの団塊の世代が今の農業を支えていると言ってもよいと思います。現在、農業振興情報センターにおいて新規就農者の育成研修などで担い手対策を行って効果を上げておりますが、農業従事者の高齢化が進み、後継者不足が一気に押し寄せてくる状況となっております。若者農業者の人づくりを支援する担い手対策の充実とスピードアップが必要と思うが、市の対応について伺います。

○議長（鎌田　正）　１番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】　高橋幸晴議員の質問にお答え申し上げます。

質問の農業の担い手対策についてでありますが、昨年３月に策定しました農業振興計画においても新規就農者の育成は特に重要な課題と位置付け、これまでにも増して重点的に取り組んでいるところであります。

市の対策としては、太田地域の新規就農者研修施設での農業実技研修や秋田県農業試験場や花き種苗センターなどにおける、研修生に対する補助などを通じて新規就農者の育成に努めております。特に本年４月からは、新規就農者研修施設の通年研修に１０名の申し込みをいただいており、農業を志す若手農業者の育成に大きな成果を上げております。

また、国においては本年４月から４５歳未満の若手就農者を対象に、研修中や就農直後に年間１５０万円を給付する「青年就農給付金」や農業法人等の新規雇用を支援する「農の雇用事業」などが制度化されたことから、これらの制度も有効に活用して新規就農者の掘り起こしと育成を図ることにしております。

特に、青年就農給付金のうち就農後に給付を受ける場合は、今年から作成に取りかかる「人・農地プラン」に地域の中核となる経営体として位置付けられることが必要でありますが、当市は国の第４次補正予算を活用することで、いち早くプラン作成に取りかかり、国の制度を早期に活用できるよう態勢整備に取り組むことにしております。

また、研修制度のほかに大仙農業元気賞などの表彰制度により就農意欲を喚起するほか、平成２４年度からは県の認定就農者及び大仙農業元気賞受賞者が導入する農業用機械等の補助率を通常より引き上げて、就農後の負担軽減にも取り組んでまいります。

これらの取り組みにより担い手対策を講じてまいりますが、農業従事者の高齢化は急速に進んでいることから、農業を志す若い方から多数応募をいただいております状況もあり、新規就農者研修施設については新たに市の西部地区への設置について早急に検討を進め、大仙市農業の後継者育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鎌田　正）　再質問はありませんか。はい、高橋議員。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　今、説明がありましたこの３月の補正にも出ておりますが、人・農地プラン作成事業についてでありますが、これによりますと今年の３月に地域で座談会で催しすると。そして２４年度の４月に意向調査、集計、分析、そして２４年８月から２５年２月にかけて人・農地プラン検討会設立及び会議の開催というふうなことが書かれております。そして、その農地プランを早期に作成した地域に関して、今

市長が話された青年就農給付金、農地集積協力金、スーパーＬ資金の無利子といったその制度を早期に活用するというふうにあるわけでありますけれども、現在、国でもようやくこういうソフト事業に着手してくれたなというふうに思っておりますが、今まではハード的な施策で何とか農業を元気づけようということですが、本格的にこのソフトの部分も取り組んできたということで大変評価をするわけですが、ただ、既にその若い人方が農村にいなくなっている集落もたくさんあるわけであります。ですから、その枯渇集落の農地を維持していくのにも大変な集落があるというのが現状であります。ですから、そういう今の時期にこういうプランが出てきても、遅いというような感じさえしないわけでもないのですが、そういうことへの対応はどうお考えですか、お伺いいたします。

○議長（鎌田　正）　再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美）　再質問にお答えいたします。

確かに議員のご指摘のとおり、農業者の高齢化というのは前々からかなりのスピードで、いわゆる農地を維持できない集落等が出てきているということはあるわけでありますけれども、なかなかそれに対応する施策が追いつかないという状況ではなかったかと思っています。

この問題につきましては、一つは先程来申し上げているように、少し世の中、ものの考え方が変わってきているのではないかというような気がいたします。若い人たちの農業に就農したいというそういう人たちが全国的に今、増えてきているのではないかなという感じがしておりますし、昨年あたりから太田の研修所での冬季研修などにも積極的に若い人が出てくるようになってきております。新年度は１０名が申し込まれておりますので、この若い人たちが農業に対してもう一度目を向けてくるような、そういう時代になっているのかなという感じしておりますので、それのしっかりした受け皿を早くつくっていかなきゃならないということが一つであります。

それから、それぞれの集落等、なかなか農地の維持も含めて大変なことは十分承知しておりますけれども、この部分については、これまでも取り組んできております集落営農であるとか農業の法人であるとか、こういうことをあわせてやっていくことが一つの解決策につながるのではないかなと我々考えておりますので、新規就農の問題と、それから集落営農、そして法人の問題、これを両立てで就農対策として考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鎌田　正）　再々質問、はい、高橋議員。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　何よりもその人づくりが一番大切になってくると思いますが、今のかろうじて６０代の人方が農業をやっている中で、若い人がほかの方へ、農業以外の方へ働きに行って、一緒に同居している農家の方もおるわけですが、日曜日は手伝い程度にやって、その何とかいわゆる農村・農家を維持しているという状況であります。そのほかの方へ働きに行って農外収入を得る、今の農業・農家は、まさに農外収入を得なければ、とてもとても生活していける状況ではございません。そうしたときに、この人・農地プラン作成事業にあたって、青年就農給付金がどれほどの役割を果たすのか、そこら辺が大変疑問に思うわけでありますが、そこのところを充実したものにしていくようになる要素というのは十分にあるのかどうか、最後にお尋ねします。

○議長（鎌田　正）　再々質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美）　我々単独の自治体でそこの部分を相当強化していくということは、まず私は無理だと思っております。ただ、こういうものが今までなかった中で、国が若手の農業者を育成するという形で制度を組まれておりますので、その制度を最大限活かしながら、なおかつ我々自身がやってきた若手農業者の育成という問題と絡めていくことによって、いわゆる若手の農業経営者というのが今まで以上のペースで出てくるものだというふうな核心のもとでこうした事業に我々取り組んでいかなきゃならないのではないかなと思っております。今の様々な雇用状況、そういう状況の中で、兼業でいわゆる農外で所得を得て農業を維持するというのも非常に難しくなってきているので、若い人たちの仲間づくりも含めて、農業者の仲間づくりということも非常に大事なことだと思いますので、そういうことも含めまして若い人たちに農業でやっぱり自立してみないかということを、やっぱりこういう制度を活用しながら呼びかけていかなきゃならない、そうではないかなと思っています。

○議長（鎌田　正）　次に、２番の項目について質問を許します。はい、高橋議員。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　次に、集落の高齢化対策についてお尋ねいたします。少し関連がありますけれども。

　総務省は昨年の１０月の２０１０年の国勢調査の確定値を公表いたしました。秋田県の高齢化率は２９．６％となっております。２００９年まで３６年連続トップだった島根県を上回りました。秋田県の総人口は１０８万５，９９７人で、前回調査に比べて５万９，５０４人、５．２％の減少であります。減少率は全国で最も高いわけです。しか

も１９８５年調査から６回連続となっております。

大仙市の場合は人口が８万８，３０１人でした。国勢調査によりますと。高齢化率は３１．６％と県平均より高くなっております。今後、高齢化率が高くなっていく集落がたくさんあります。市では、そうした集落が機能を果たせない状況になっていくわけですが、そういう集落機能の維持をどのように進めていくのか伺います。

○議長（鎌田　正）　２番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】　質問の集落の高齢化対策についてお答え申し上げます。

市では過疎化・少子高齢化により、集落等自治組織のコミュニティ機能の低下が懸念されることから、平成２０年度に小規模高齢化集落等の現状や課題を把握し、コミュニティ機能の維持・活性化につながる方策を検討する「小規模集落コミュニティ対策会議」を設置し、平成２１年度には集落のコミュニティ対策に関する方針をまとめた提言書を提出いただいております。

平成２２年度には、この提言書や集落に出向いて実施した座談会などの内容を参考に、集落支援員３名を３地域７集落に試験導入したほか、平成２３年度からはソフト事業を対象とした過疎債を活用し、「がんばる集落」活性化支援事業を実施しているところであります。

集落支援員からは、担当集落で実施した戸別訪問による聞き取り調査や話し合い等の内容をもとに、住民と一緒に集落の現状や課題を整理していただいているところであります。

なお、集落支援員につきましては、平成２３年度で試験導入期間が終了することから、平成２４年度からは本格導入とし、現在の支援員の方々には引き続き担当集落の維持・活性化に努めていただきたいと考えております。

市では、集落支援員の設置を拡大してまいりたいと考えており、今後も各地域において座談会を実施し、集落支援員の導入に関するニーズの把握に努め、その設置に向けた調整を図ってまいりたいと存じます。

「がんばる集落」活性化支援事業につきましては、小規模高齢化集落等の維持・活性化を目的に、小集落やその隣接集落との連合体、さらにそれらの集落を包含する自治会連合会や地区コミュニティ会議など、広域的な自治組織を補助対象として事業に対する支援とビジョン策定に対する支援を行うこととしております。

また、集落支援員導入集落に対しても、調査に関する費用や事業に対する費用を支援

しているもので、このような集落の活動を後押しし、住民自らが主体的に活動に取り組むモデルケースの創出を目指しております。

市では、今後さらなる高齢化、人口減少の進展が予想されることから、近い将来においてコミュニティ機能の低下が懸念される集落についても補助対象とするようなメニューの見直しなど、柔軟な制度運営が実施できるよう検討し、集落支援員の設置拡大とあわせ、この２つの事業を柱とする地域の特性に応じた持続可能な集落対策を実施してまいりたいと考えております。

○議長（鎌田　正）　再質問ありませんか。はい、高橋議員。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　小規模集落コミュニティ対策事業と「がんばる集落」活性化支援事業、これが一体的なように市長が話されましたけれども、この支援員、現在３人おるわけですが、これについてはいわゆる６５歳以上が５０％もいる限界集落への支援員であるかなと思いますが、そこら辺のところをもう一つお聞かせ願いたいと思いますが、この支援員の活動によって、その限界集落が復帰されていくのかどうか、ただコミュニティの集落の話し合いが活発になって、それで終了するのか。そこら辺のところが、果たしてこれからこの「がんばる集落」活性化事業を取り入れて、本当に頑張る集落に復活されていくのかどうか、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（鎌田　正）　再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美）　この件については、なかなか決め手がないので、集落支援員を通じて今いろいろやっていることが一つの参考事例になるのではないかという形の中で事業を広げていくという考え方しか現時点では申し上げられません。集落支援員がいるからといってそこの地域・地区が過疎脱却ということになるというふうには言えませんので、その辺のところは非常に難しいわけでありますけれども、このまま手をこまねいていることによって本当の意味でのじり貧になるよりだったら、いろんな手を加えて、そこから何かを生み出そうという考え方で今この事業をやっているつもりであります。

○議長（鎌田　正）　再々質問。はい、高橋議員。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　この「がんばる集落」活性化支援事業、小規模集落コミュニティ対策事業、これもようやく出てきた、遅きに失したというような感じがします。ですから、この「がんばる集落」活性化支援事業についても、ハードルが高いといったらいいか低いといったらいいか、非常に今頑張っている集落をやはりこれ以上停滞させないような、そういうその事業にも取り組んでいってもいいという、そういう事

業にしていかなければいけないのではないかなというふうにこう思います。ですから、その点について、さっきちょっと他方面にもこの支援事業を活用するような市長のちょっとした発言がありましたけれども、それについてもう一度質問させていただきます。

○議長（鎌田　正）　再々質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美）　この集落の現状というものをこういう様々な形の中でとらえておりますので、もう少し手を入れる、入ることによってその維持できるという可能性のある場合は、ほかの様々なそのいわゆるハード事業から含めて手を入れていくという考え方もこの中には入っております。具体的な事例としては、今いわゆる中山間地域における小さい、負担のかからない、例えばそのほ場の整備とか、これも、こちらはハード事業でいきますけれども、大きく言いますといわゆるその集落、１つの集落ではなくて二つ、三つの集落が連携してやるような事業という中で集落の維持というものを考えていかなきゃならないだろうということで、具体的な事業としては現在、いわゆるそういう中山間地域における小さいそのいわゆるほ場整備とか水路の改良とかそういう事業を、これは農林サイドの予算の中で取り組ませていただいております。

○議長（鎌田　正）　次に、３番の項目について質問を許します。高橋議員。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　３つ目の廃校となった地域への対策について伺います。

県内の小・中学校は、２０１２年度３７３校から１４校減少し３５９校となります。５年前に比べると小・中学校合わせて５８校が減ることになります。団塊の世代が小学校に入学し始めた１９５５年と比べると、小学校２８２校、中学校は１７０校の減となってしまいます。

今回の学校編成の規模が最も大きいのは我が大仙市であります。小・中学校の統合により、地域の核であった学校が廃校になると、今までずっと長い間住民のよりどころが失われることになります。さらに、集落や地域に与える影響が大変大きいものと思いますが、それに対する対策について伺います。

○議長（鎌田　正）　３番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】　質問の廃校となった地域への対策についてお答え申し上げます。

今年度をもって神宮寺、北神の２小学校が神岡小学校に、刈和野、土川、大沢郷、双葉の４小学校が西仙北小学校に、南楢岡、南外西の２小学校が南外小学校に、西仙北東、

西仙北西の２中学校が西仙北中学校に、それぞれ統合され、廃校舎となるのは６校でございます。

議員ご指摘のとおり、学校は子供たちだけのものではなく、小・中学校で行われてきた様々な行事は、集落や年代を超えた交流の場や機会となっており、地域の方々にとってもかけがえのない存在であることから、廃校により地域コミュニティの衰退につながる可能性については、十分留意しなければならないと思っております。

市では、人口減少・少子高齢化が進む中、地域コミュニティ機能の維持・活性化を図るため、小規模集落コミュニティ対策事業や「がんばる集落」活性化事業など各種支援を進めております。

また、２４年度には、これまでの枠を越えた自治会の連携や世代を越えた交流活動、その活動の拠点となる施設のあり方、市としての支援のあり方などについて、基本的な構想となる「地域自治及び交流活動支援構想」を策定することとしておりますので、廃校となった地域における集落機能の維持や活動の拠点施設としての校舎の利活用も含め、この中で総合的に検討してまいりたいと思います。

○議長（鎌田　正）　再質問はありませんか。はい、高橋議員。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　学校のこの統合というのは、県内、そして全国の地方で行われておるわけでして、この先、全国の地方が次第に疲弊していくということは目に見えてわかっているような気がいたします。ですから、この先、何かゾッとして恐ろしい気持ちにさえなります。かつては地方の豊かな環境で育った優秀な人材を中央の方へ多数送り続け、日本の繁栄を支えてきたその地方が衰退していくということに憤りを感じるわけですが、市長も同じ感じだと思いますが、どのようにお感じでしょうか。

○議長（鎌田　正）　再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美）　私も議員と同感であります。ただ、我々やっぱり農村地帯、農村地域で生活している、そういう特色のある地域でありますので、もう一回やっぱり農林業というものの中で、若いときに勉強で外に出るのは構わないわけですけれども、きちっとそこで生活ができることを大変大きな課題でありますけれども、最終目標としてやっぱりやっていかなきゃならないだろうと、そういうふうに思っています。

○議長（鎌田　正）　再々質問、はい、高橋議員。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　この再々質問は、おそらく教育長になるのではないかなと思いますが、昨年の４月９日の新聞で、東大曲小学校の加賀谷校長先生が、小規模の

よさ、地域との交流事業が盛んといった特色を保護者に理解してもらって、多数の入学児を増やしたということがあります。小規模校は一人一人に目が届きやすい環境にある。学年の異なる児童同士も非常に仲がよいといったそのよさをＰＲして、大きくその入学生を増やすことになりました。今までその統合といった場合に教育委員会では、大規模のよさを一生懸命ＰＲして、そして統合の必要性を訴えてきたわけですが、保護者及び地域の方々は、教育委員会の話には右いけば右、左の話をすれば左といったふうに、こちらの方を向かざるを得ないような状況だったと思います。

そこで、大仙市もここで統合が一区切りといった状況になったわけですが、これからやっぱり今まで話したとおり、その地域が疲弊しないようにするためにも、この学校を存続する、いわゆる小規模校の魅力なども説明していった方がよいのではないかと思います。今日の新聞の大仙市戸地谷の川井先生の記事も出ておりました。いわゆる児童や地域の人々との交流、やっぱりこれが一番小学校・中学校のときは、これが一番ではないかと思います。地域の人とも家族のように付き合った日々を伝えたいというふうに本を出版されております。そういったことを考えますと、小規模校のよさを、これから地域を残すためにもしていかなければならないのではないかなと思いますが、そこら辺のお考えをお願いいたします。

○議長（鎌田　正）　三浦教育長。

○教育長（三浦憲一）　突然のご指名であれですが、やはり考え方は両方あると思います。小規模校のよさと、大規模校のよさと、これはどちらもメリット・デメリットともにあると思います。やはり沖縄の話を聞きますと、やはり小規模校のデメリットもいっぱい聞きました。やっぱり突破口を開かない。いつも自分たちでことことしていると。よその様子がよくわからないとかという、やっぱりそれはデメリットになりますし、それから、同じ近いところにいろいろな人と人との交わりありますから、そこは仲良くやるということはメリットにもなると思います。したがいまして、子供の視点と、それから地域の視点と両方考える必要があると思います。子供たちは将来を担う立場の、将来を支える人間にもなります。したがいまして、地域で囲うだけでなくて、やっぱりどんどんいろんなことにチャレンジさせて、将来的にまた地域に帰ってくると、そういう視点なら私は小規模校というのも生きるのでないかなと。ただ、人数が小さいと、やっぱり人間的なその刺激し合うということは、確かに機会が少ないというのも事実でありまして、そういう意味でどういうフォローをしていくかというようなことを、やっぱりこう噛み

合わせながらやっていくべきでないかなと。特に怖いのは、例えば１学年が全部男子の生徒だとか、女子の生徒だとかと偏る場合もありまして、やっぱりいろんな視点から考えてフォローできる体制をやっぱり私たちはつくっていかなきゃいけないのでないかなと。単なる上から目線とかそういうことは一切ございません。そこの実態を加味しながら、やっぱり子供たちにとって何がいいのかということでいろいろ討論した末の統合であったんでないか、理解を得た統合であったんでないかなと、そういうふうに私たちは今の段階ではとらえていますので、ただ小規模校のよさは議員おっしゃるとおり私たちも少人数学習というののよさもわかります。やっぱり人間関係をどこで鍛えるかということがこれからの勝負になってくるなという、そこら辺も感じているところであります。

以上であります。

○議長（鎌田　正）　次に、４番の項目について質問を許します。はい、高橋議員。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　認定こども園化についてでありますが、先月の２月の１７日に太田ひがし幼稚園において、大空大仙への法人化移行と認定こども園化について、保護者や住民へ説明がありました。また、平成２６年にひがし幼稚園をみなみ幼稚園へ統合の話もされました。

現在、ひがし幼稚園とみなみ幼稚園の園児数は２園とも同じ４１人です。

今後もひがし幼稚園地域においては、子供の減少率は他の地域に比べ緩やかに推移いたします。小・中学校と同じように地域の人たちは、幼稚園の各種行事を楽しみにしていますし、子供たちの元気な声を聞いて心のよりどころとしています。認定こども園化においては統合が条件となっているのか、ひがし幼稚園を存続することができないか伺います。

○議長（鎌田　正）　４番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】　質問の認定こども園化についてお答え申し上げます。

単体の幼稚園の法人化につきましては、認可権については市にあるものの、県が組織する私学審議会の了承を得ることとなっており、審議会からは、将来にわたり法人が自立して自主運営を確立するとの観点から、単体幼稚園の場合は「認定こども園化」が最低の条件のなると以前に指摘を受けております。

認定こども園は、幼稚園・保育園のよいところを活かしながら、その両方の役割を果たし、地域の子育て支援機能を担うもので、ゼロ歳から５歳までを対象としますが、３歳児から５歳児については幼保一体の指導計画のもと、教育・保育を一体的に提供する

ものであります。

大仙市は幼稚園・保育園法人化実施計画における「認定こども園としての運営を目指す」という基本方針に基づき、神岡、中仙、南外の幼保一体施設から順に認定こども園化を進めてまいりました。平成２４年度から幼稚園も法人へ移譲する仙北、太田地域においても幼稚園・保育園の園舎は離れておりますが、認定こども園とすることは可能であることから、法人としましても認定こども園を目指していくとの考え方であります。

大仙市の認定こども園は、認可幼稚園と認可保育所が連携して一体的な運営を行う幼保連携型であります。太田地域で目指す認定こども園も幼保連携型として、太田ひがし幼稚園、太田みなみ幼稚園とおおた保育園の３園をまとめて、１つの認定こども園とするもので、太田みなみ幼稚園舎とおおた保育園舎を使用する計画であります。

議員ご質問の認定こども園になるには幼稚園の統合が必須条件かとのことでありますが、認定こども園についての認可権を持つ県からは、３園による認定こども園は法的には制約はないものの、３歳以上の幼稚園・保育園児が２施設に分かれることは一体的に行われるべき３歳児以上の教育・保育が、施設によって寸断されることで認定こども園としての機能が著しく損なわれることから、「１保育園・２幼稚園による認定こども園は認可されない可能性が高い」との回答をいただいております。

市から社会福祉法人大空大仙に引き継ぐ計画では、太田地域の認定こども園は３歳から５歳までの幼稚園児・保育園児が、みなみ幼稚園舎で同じ教育・保育を行い、ゼロ歳から２歳児は保育園舎で保育を行うこととなっており、園舎を効率的に活用することにより３歳未満児の保育所入所待機の解消が図られます。また、保育園の向かいにあります幼稚園舎では、家庭の保育環境の別にかかわりなく、同年齢の児童が一緒に教育・保育を受けることができ、年度途中に保護者が就労しても園やクラスを変わることなく幼稚園から保育園へ移行することができます。

このように、入園している児童と保護者にはメリットとなりますが、地域の方々にとっては、ひがし幼稚園舎が使用されなくなり、地元から子供の声が聞こえなくなり、気軽に幼稚園に出かけられないなど、寂しさやにぎわいがなくなる、あるいはつながりがなくなることを心配されておりますが、園舎をただ閉園するのではなく、子育て支援や世代間交流のための施設としての利活用や、こども園の地域交流事業で東地区へ子供がやってきたり、東地区の方々がバスで園までお連れして交流事業をするなど、東地区ばかりでなく北地区、南地区でも交流事業を行うことも可能と考えられますので、今後

どのようなことができるのか地元の方々と時間をかけてそうした検討に入りたいと存じます。

○議長（鎌田　正）　再質問はありませんか。はい、高橋議員。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　大変市長の気配り、心遣いと言いますか、大変ありがたく思っております。２６年までありますので、どうか存続に向けても頑張ってほしいなというふうなことです。何度も申し上げて恐縮ですが、やはり幼稚園、学校というのは、昔から地域・集落が頼ってきている施設でありますので、どうかその点のところもこの後のご配慮をお願いしたいと思います。

以上で４番について終わります。

○議長（鎌田　正）　次に、５番の項目について質問を許します。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　５番の公共事業への木材の普及についてお尋ねします。

市長は、施政方針演説で大仙市木材利用促進基本方針及び木材利用行動計画に基づき、市民の利用が多い公共建築物の木造化や内装木質化を積極的に推進すると話しております。

木のぬくもりは住む人々に安らぎを与え、豊かな心を育むと言われております。

市では、大型公共事業である大曲通町地区市街地開発事業が始まります。この事業に木材を積極的に取り入れていくのか伺います。

○議長（鎌田　正）　５番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】　質問の公共事業への木材普及についてお答え申し上げます。

本市では、子供や高齢者にやさしい木材の利用に取り組むため、平成２２年１０月１日に施行されました国の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を踏まえ、平成２４年１月に「大仙市木材利用促進基本方針」及び「大仙市木材利用行動計画」を策定したところであります。

策定の目的としては、市民生活に深くかかわりのある公共建築物の木造化・内装木質化の積極的な推進を通して、木材の利用拡大を図るものであります。

公共建築物の木造化のため、積極的に地域材利用を推進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の発揮や地域経済の活性化、雇用の創出につながるものと考えております。

また、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材利用の促進、建築以外の工作物の資材、各種製品の原材料、木質チップ・ペレットなどのバイオマスエネルギーと

しての木材の利用拡大といった波及効果も期待できるものであります。

木材は調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果や安らぎを与えてくれることから、健康的でぬくもりのある快適な空間が形成でき、再生可能な省エネルギー素材として、地球温暖化防止及び循環型社会の形成にも貢献できるものと考えております。

具体的な取り組みとして、これまで継続実施してまいりました飯田沼つり公園においては、護岸の崩落防止と生態系環境に配慮した板柵による工事施工や本年度竣工しました西仙北児童クラブ、今後計画している社会福祉法人が事業主体となる大曲南保育園、協和地域の峰山荘の改築等も木造での建築を予定しております。

また、大曲通町地区市街地再開発事業の南街区に建設予定の児童福祉施設棟につきましても木造による設計を予定しており、耐火基準に基づき一部は鉄筋コンクリート造となりますが、木材を使用することによって木の温かみや潤いなど、木の持つ性質を活かし、子供たちの環境に配慮した施設を計画しております。

このほか市が計画している公共建築物について、木造化や木質化を積極的に推進することによって、多くの市民に木とのふれあい、木のよさを実感する機会を提供し、木材の特性等について市民の理解を深めることができると考えております。

また、木材利用の拡大を推進することで、県内、もしくは大仙市産材を用いた品質や性能の確かな製品が、この春操業する秋田スギ大規模製材工場等から供給され、公共建築物の木造化・内装木質化や公共土木工事における地域産木材の活用が一層図られるものと期待しております。

○議長（鎌田　正）　再質問ありませんか。はい、高橋議員。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　大変、今の市長の話を伺って安心しました。私もこのいわゆる通町の市街地再開発事業で、児童福祉施設には特にこの木材を使って欲しいと思ったところであります。通町地区市街地再開発事業のメインである仙北組合総合病院の移転改修は、郡部の人たちにとっては長年待ち望んでいた事業であります。現在の手狭な状況から病院に入りやすいように変えて欲しいと願っていたことであります。

今回の計画では、大曲地域の事情もあったと思いますが、多目的な集合エリアとなっているように感じます。その中で、本来、自然環境のよい開放的なところにあるべき子供の施設が組み込まれたということで、大変心配したわけですが、今、市長がお話したとおり、木材をふんだんに使われるということでありますので安心いたしました。

関連して、これも市長がお話したわけですが、木材の利用は林業の振興にもつながり

ます。昭和４０年代、木材の関税が撤廃されて価格が暴落し、次第に林業は衰退の一途をたどってきました。ただ最近、地球温暖化防止で交わされた京都議定書で、二酸化炭素を吸収する森林が重要視されるようになったと。国では森林林業再生プランを打ち出して、作業道を整備して集約的に木材を搬出間伐を進めようとしております。また、コスト削減のために山元から直接製材所へ運ぶということも計画されております。大仙市の豊富な山林資源を有するわけですので、今後とも林業の振興に力を入れていってほしいなと思うところでございます。何かこれについて市長のお考えがありましたらお願いしたいと思います。先ほどもお話したわけですが、再度お願いいたします。

○議長（鎌田　正）　再質問に対して答弁願います。

○市長（栗林次美）　先ほど触れませんでしたけれども、いわゆる内装材として集成材も含めまして、大変秋田県内で、特にこの地域周辺でもいいもの、いい製品が作られているという話を聞いております。一部内装関係でフローリング関係、大曲中学校の体育館の際にも使ったようでありますので、できるだけ、いわゆる製材だけではなくて、いわゆる端材を活かした様々な木材製品、フローリング等になると思いますけれども、そういったものも県産材をという概念の中で、できるだけ公共的な施設の中で使っていくように我々この計画の中で組み立てているところであります。

以上であります。

○議長（鎌田　正）　再々質問になりますが、再々質問ありますか。はい、高橋議員。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　市街地再開発事業にちょっと話が伸びてしまいましたけれども、この事業はおそらく大仙市にとって百年の計になる事業であると、こう思います。ですから、市民が大変こう望んできている事業、そしてどういうふうにまちができるか楽しみにしている事業であります。どうか百年の計になるようなそういう開発事業になるようにお願いして、この５番の方の質問を終わりたいと思います。

○議長（鎌田　正）　これは答弁いいですね。

○２１番（高橋幸晴）　はい。

○議長（鎌田　正）　次に、６番の項目について質問を許します。はい、高橋議員。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　がん予防についてお尋ねいたします。

国民の食生活の変化や運動不足によって、がんなどの病気が、今や二人に一人が危険な状態であると言われております。中でも４０代、５０代でがんの病気にかかる人が増えてきております。市でも保健事業の各種検診において早期発見・早期治療に努めてお

りますが、受診率向上に市民への一層の意識の高揚を図る必要があると思いますが、伺いたいと思います。

○議長（鎌田　正）　６番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】　質問のがん予防についてお答え申し上げます。

がん予防につきましては、昨年の１２月定例議会における橋村議員からの一般質問にもお答えしてありますように、平成２３年３月に新たに作成した「健康大仙２１計画」において、がんの早期発見・早期治療など疾病の発症予防を重視した施策を推進し、平成２７年度の目標として各種がん検診の受診率を５０％に掲げ、事業を展開しているところであります。また、市といたしましては、秋田県がん検診推進協議会と協賛で行っております「県民こぞってがん検診運動推進事業」に参画し、受診率向上のための啓発活動を行っております。

市のがん検診としては、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん、前立腺がんの６つの検診を実施しております。

議員ご指摘のとおり市の受診率は、国・県の平均受診率を上回っておりますが、集団検診における受診率は低下傾向にあります。

大仙市の死亡原因では、がんによる死亡者が最も多く、平成２２年度では３３７名の方ががんで亡くなっており、市民の命と健康を守るため、早期発見・早期治療を促進することが大事であると思います。

受診率の向上を図るため、市では平成２１年度から子宮がん、乳がん検診の無料クーポン券事業や２３年度からは胃がん検診、大腸がん検診の無料クーポン券事業を実施してきたことにより受診率が向上しており、平成２４年度からは国保人間ドックの受診対象年齢の引き下げを実施し、受診率の向上を図ります。また、子宮頸がんの予防対策として、中学１年生から高校３年生相当年齢に対して、子宮頸がん予防ワクチンを接種し、対象者の８割以上が接種済みであります。未接種の方々には、教育委員会及び各学校に依頼するとともに保護者にも通知し、生徒への接種を呼びかけていただいております。

なお、国立がんセンターと昭和大学が協同で進めております大腸がん研究事業につきましては、平成２４年度において対象者を全市に拡大することとしております。さらに、近年、若い女性に増加しております子宮がんにつきましては、子育て中で子宮がん検診を受けづらい若いお母さんたちのために、全地域の検診会場に育児サポーター、保育士を配置して、託児保育付きの検診会場を設置し、子育て中の忙しいお母さんでも安心し

て子供を預けられ受診しやすい検診体制を構築してまいります。

市民のがん予防に対する意識の強化対策といたしましては、早期発見・早期治療の大切さを学ぶことが重要であることから、「がん健康教育」を各地域で開催し、健康教育に努めてまいりたいと考えております。

なお、がん検診の受診率は低下傾向にあることから、受診率向上のための取り組み体制の構築や啓発事業等の抜本的改革につきましては、２４年度になって「スプリングレビュー」の場で検討させていただきたいと考えております。

○議長（鎌田　正）　再質問はありませんか。はい、高橋議員。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　今、全国で一番の長寿県は長野県だそうです。対策として長野県庁に健康長寿課というのを置いて、一生懸命この県民に健康を促しているということで、特に肥満やがんの死亡率が大変低いというふうなことなようです。それによりますと、予防として野菜の摂取量が一人当たり一日２，６５３ｇ、全国平均で２，１０７ｇだそうです。それで、最下位が徳島の１，７１５ｇだそうです。やはりこういったその、それからほかにおやき等のアレンジをして食べるのも奨励しているということで、やっぱりこの食生活が非常にがん予防に大変重要であるというふうに言われております。それから、ワーストワンは青森県、酒・タバコが非常に吸われていると。そして一回の食事の摂取量が大変多いということが、この死亡のワーストワンの原因だというふうに言われております。そういう意味で、大仙市でも検診と同時に、こうした食生活の指導というものもこれから真剣に考えていかなければならないのではないかなと思いますが、伺いたいと思います。

○議長（鎌田　正）　再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美）　もちろん病気に対する予防対策を含めて、検診ということももちろん重要でありますが、それ以前に健康対策、食生活の問題については、大仙市も相当な取り組みをしてきているつもりであります。ただ、全体としては、まだいい数字まで上がっておりませんけれども、いわゆる検診の前にやっぱり食生活、あるいは生活習慣、こういった問題についてもずっと継続してやってきておりますので、これを強化していかないと、やはり全体のいわゆる数字というものは上がらないんではないかなという認識をしております。

○議長（鎌田　正）　再々質問ありませんか。はい、高橋議員。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　これも最近の新聞で「がんとつき合う」という記事だわ

けですが、まだ若い奥さんががんになったと。家系にがんになった人もいない、それでもがんになったと。今はがんに誰がなってもおかしくないというふうに書かれています。がん細胞は密かに忍び寄って、知らぬ間に増殖する。面倒でも受診されることを強くお勧めするというふうに締めております。どうかこの後も職員の方々も大変でしょうけれども、このがんの検診の奨励について、ひとつ推進の方よろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鎌田　正）　答弁はいいですね。

○２１番（高橋幸晴）　はい。

○議長（鎌田　正）　次に、７番の項目について質問を許します。高橋議員。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　７番の市民憲章についてお伺いいたします。

大仙市が合併して７年になろうとしております。平成１７年に９万６，０００人だった人口が８万９，０００人にまで減少いたしました。「おおきなせなかに夢をのせ　あすに羽ばたく元気なまち」を目指して、市民一人一人が未来に大きな期待を込めて歩んでまいりました。市民の意識、あるいは心、気持ちを等しくする大仙市民憲章が合併５周年の平成２２年３月２２日に制定されました。この大仙市の指針とも言える市民憲章の啓蒙を図るため、大仙市誕生５周年記念式典の参加者に配られた市民憲章が印刷されたてぬぐいを全戸に配布すべきと思うが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田　正）　７番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】　質問の市民憲章の啓発についてお答え申し上げます。

市では、市の一体感を醸成するため、大仙市の歴史や自然を踏まえた理想のまちづくりに向けた市民の決意、行動目標を示した「大仙市民憲章」を合併５周年を迎えた平成２２年３月２２日に制定しております。

制定にあたりましては、各地域や団体等から選出した市民の代表や有識者等で構成される市民憲章起草委員会を設置し、広く市民から募集したまちづくりへの思いを表現した言葉を取り入れながら、市民の皆様とともに市民憲章を作成いたしました。

これまで市民憲章のパネルを作成して本庁ホール及び各支所に掲示したほか、大仙市誕生５周年記念式典来場者に対する記念品のてぬぐいや市主催行事のパンフレットに市民憲章を印刷して配布するなど、市民憲章の周知を図ってきたところであります。

ご質問の市民憲章を印刷したてぬぐいの全戸配布につきましては、現時点では考えて

おりませんが、市の一体感を醸成し、市民との協働のまちづくりを進めていく上で、市民憲章は大きな役割を果たすものと認識しておりますので、例えば市役所の封筒に印刷することや折に触れて市広報に掲載することなどを検討し、多くの市民が市民憲章に触れる機会を提供することで、市民の皆様に市民憲章の意義や役割を十分に理解していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（鎌田　正）　再質問はありませんか。はい、高橋議員。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　市民憲章の前段に「豊かな自然と広大な田園に囲まれ、先人のたゆまぬ努力によって栄えてきた歴史あるまちです」と。そして最後に「１００年都市をめざして、ここに市民憲章を定めます」というふうにあるわけです。そして５項目の憲章文があるわけですが、これは本当に大仙にとっては憲法と同じような重要な重要なものであると思います。５周年で私どもにてぬぐいを配付していただきました。大変すばらしい、学校など、あるいは個人の家でも居間に貼ったり、玄関に貼ったりして飾っておる地域もございます。ただやはり、配っていない家と配ってある家とあるわけですので、できれば全戸に配布した方がいいのではないかなと、大事なものですから思ったところであります。もし予算的な事情で配布しないということであれば、これは大変残念なことでありますが、何か事情があって配布できないものなのか、あるいはもっと記念的な１０周年とかに待って配布するものなのか、そこのところをお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田　正）　再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美）　この辺、議員の提言もございますので、１０周年というお話も出ましたので、そういう問題も含めて考えてみたいなと、検討してみたいなというふうに思っております。

　いずれにしろせっかくの市民憲章でありますので、できるだけ様々な機会、あるいは市の様々なこの封筒類なども含めまして、そういうことで市民歌と同じような形で、できるだけ多くの人たちに知っていただくということは大事だと思いますので、いろいろ１０周年の問題も含めまして検討したいと思います。

○議長（鎌田　正）　再々質問ありませんか。はい、高橋議員。

○２１番（高橋幸晴）【登壇】　再々質問というよりも、今までの７項目についての私のまとめといいますかお話させていただきますが、私が今７項目を質問いたしました。この７項目については、特別贅沢なことを要求するわけではございません。とにかく大仙

市のこの足元をしっかり見つめ直していかなければいけないのではないかなということから７項目を質問したわけであります。

昨年、大震災が発生しました。電力会社では競って原子力発電所を建設して、日本の科学の粋を集めたその建物が一瞬にして爆発してしまったということで、今まで日本が上を向いて歩んできたものが、やはり日本全体がその足元を考え直すときに来ているのではないかなと私はそう思います。ですから、あまり上だけを見て走るよりも、きちっと足元を固めながら歩んでいってほしいなということから、この７項目を質問したわけでございますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鎌田　正）　これにて２１番高橋幸晴君の質問を終わります。

申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午後３時４５分に再開いたします。

午後　３時３３分　休　　憩

……

午後　３時４４分　再　　開

○議長（鎌田　正）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、６番杉沢千恵子さん。はい、６番。

はじめに、１番の項目について質問を許します。

○６番（杉沢千恵子）【登壇】　公明党の杉沢千恵子でございます。

昨年の豪雪に続き、今年も結局は大雪の年となり、市長が招集のあいさつの中でも触れておりましたが、残念ながら雪による事故で亡くなられた方が出てしまいました。心からご冥福をお祈りしたいと思います。

また、けがをされた方々に対しましても心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

降雪の峠は越えたとの報道もありますが、これから雪解けも進み、まだまだ雪による事故の可能性は高い、そのままだと思いますので、引き続き市民に対する注意喚起を怠らないようにしていただければ幸いです。

さて、年度末を迎え、平成２４年度に向けた準備も終盤を迎えております。本市の当初予算は、数字的には前年度に比較して減となりましたが、実質的な積極型予算となったとお聞きいたしました。長引く景気の低迷から脱却できない我が国の状況下にあって、重要施策の重点配分を行っていただくなど、市長をはじめ当局のご英断に敬意を表した

いと思います。

仙北組合総合病院の改築も着工されるなど、合併後の創成期から躍進の時期へと進むスタートの年になります。市民の豊かな生活のため、当局と議会が共に英知を結集して、時代の難局を乗り切っていきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、項目ごとに順次質問をさせていただきますので、ご答弁の方、よろしくお願い申し上げます。

はじめに、行政コストを目に見える形で示すことについてお伺いいたします。

近年、国や地方自治体では、行政改革や行政評価などが積極的に実施されてきました。当市においても個々の政策や事業の是非はともかく、サービスの水準を落とさず、歳出の削減に努力していることは十分承知しておりますが、残念ながら無駄が排除しきれているとは言えないのではないかとも思っております。無駄を削るには事業の内容や業務のプロセスを分析し、どこにどのような費用がどれだけかかっているのかを明確にすることから始めるのが当然です。これを私たちは行政コストの「見える化」と呼んでおります。

事業にかかるコストを把握する原価計算は、民間企業では当たり前ですが、これまで行政で私の認識する限りにおいては、全く行われていないように思います。個別の事業や業務のコストは、予算書には書かれていませんから、予算書を読んでもこれらの全額はわかりません。そこに書かれているのは総務費、総務管理費、一般管理費や土木費、道路橋梁費、道路維持費のように集計された金額でしかありません。しかしながら、行政の仕事の単位は「事業」のはずです。そこで、最近では予算をわかりやすくするために事業ごとに内容を説明する資料を作成し、住民に配布する自治体も増えてきました。大仙市も平成１８年度当初予算から広報の予算特別号を発行していますが、その他有名なものに平成７年度から発行されている北海道ニセコ町の予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」があります。事業ごとに使われる経費の内訳が、人件費を含めて書かれており、財源の出所、町の負担、国・道からの補助金などや事業の箇所も示しています。その年の目玉事業や主要な施策だけでなく、すべての事業や町の財政状況を掲載しています。つまり、町にとって都合のよいことだけでなく、町の借金などの、いわば影の部分も隠さず知らせています。

こうした当市も含めた事業別予算説明書の作成、周知は、住民に説明責任を果たす上で一歩前進と評価できますが、個々の事業の成り立ちをコストの面からつまびらかにし

た上での把握や評価には残念ながら至りません。事業や業務のコスト把握には、応分の人件費や建物、設備などの減価償却費を含める必要がありますし、事業に直接かかった費用だけでなく、内部管理業務などの間接費も含めた「フルコスト」で計算しなければなりません。

私は、行政コストを明確にするために、管理会計手法の一つである「活動基準原価計算（ＡＢＣ＝Activity-Based Costing）を用いることが有効ではないかと考えております。これについて住民票などの証明書の交付を例に説明いたしますと、この業務は受付、検索、印刷、交付という一連の活動の流れになっています。その上で各活動に係る職員の活動従事量を基準に、人件費や償却費などのコストをそれぞれの活動に振り分けていく作業を行います。これを使えば証明交付業務全体に要する事業費の内訳だけでなく、各活動の正確なコスト構造や内訳を明確にすることができます。そうすることにより、データに基づく改革や改善を可能にすることができるようになるのです。

例えば、ただいま申し上げた住民票で言えば、交付一件当たりの費用が計算できますし、各支所の窓口業務のコスト比較もできます。これをもとにすれば事業・業務の見直し、効率化に取り組むことができると私は考えます。全国の事例を見ますと、東京都杉並区は平成１５年に「ＡＢＣ」を導入してコスト面での改善に大きな成果を上げておりますし、平成１４年に導入した千葉県市川市では業務プロセスの改善や職員の最適配置に活用し、職員を非効率で価値を生み出していない業務から市民サービスの向上につながる業務へと異動させるツールとして利用しており、「市川市版ＡＢＣ」として知られています。

現行の公会計制度のもとでは、業務改善に役立つ正確なコストを把握することはできません。企業経営に活用されてきた先進的な管理会計の考え方を適用し、行政コストの見える化を推進することでコスト意識を高め、市民サービス向上に努めていくことはできないものでしょうか。当局の考え方をお伺いいたします。

○議長（鎌田　正）　１番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】　杉沢千恵子議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、行政コストの「見える化」についてであります。

行政コストの「見える化」とは、事業の内容や業務のプロセスについて、どこにどのような費用がどれだけかかっているかを明確にすることと認識しておりますが、その手法の一つとして活動基準原価計算手法があると聞いております。

活動基準原価計算手法は、当初、企業のコスト分析手法として利用されておりましたが、厳しい財政状況の中で行政サービスを効率的に実施するため、現在は地方自治体での導入事例もあり、コスト構造の明確化や業務費用分析に利用していると伺っております。ただ、一方で導入に多大な時間と労力がかかることや人件費等の振り分けなどの解釈の違いにより、大きな誤差が生じ、事業全体の判断につながりにくいものと言われておりますので、当市においてすぐに活動基準原価計算手法を導入することは難しいと考えております。

現在のところ、当市の事務事業評価においては、人件費を含めた投入コストを評価の指標の一つとし、その評価結果及び評価シートについてはホームページにおいて公開しております。

また、公共施設においては、現在の施設管理シートの内容を絡め、報告書として整備したいと考えており、現在進めている手法を活かしながら、議員の言われる「見える化」という問題について考えていきたいと思っております。

○議長（鎌田　正）　再質問はありませんか。

○６番（杉沢千恵子）　ありません。

○議長（鎌田　正）　次に、２番の項目について質問を許します。

○６番（杉沢千恵子）【登壇】　次に、地域ごとの予算説明書の作成についてお伺いいたします。

大仙市で毎年発行している予算特別号は、合併後の事業の大枠を予算ベースで市民への周知を図るという意味では、有意義な取り組みだと思いますし、さらには行政視察や首都圏ふるさと会など様々な場面においても市の施策の概要を説明する際の資料として非常に有用であり、今後も継続してほしいと思っております。

ただ、市民の皆さんからは「それでは自分たちの地域ではどんな事業が行われるのかよくわからない」だとか、「どれくらいの予算が使われるのかわからない」といった声が聞かれるのも事実です。

そこで、今後は市民への説明責任を、より果たすという観点から、さらに一歩踏み込み、当該年度において各地域ではどのくらいの予算で、どのような事業を実施する予定なのか、その内容を掲載した資料を支所ごとに作成し、当該各地域の市民に周知してもらいたいと思いますが、市長のお考えを伺います。

○議長（鎌田　正）　２番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】　質問の地域ごとの予算説明書の作成についてお答え申し上げます。

市では、平成１９年度以降、５月１日号の市広報発行にあわせ、新年度予算の特集号を発行しております。これは議員がおっしゃるような、単に事業の大枠を市民へ周知する意味合いで作成しているものではなく、まちづくりの設計書となる市全体予算の概略、財政運営の根幹を成す歳入予算や主要基金の積立状況、目的別・性質別歳出予算や重点施策の内容に用語解説を加え説明を行っているほか、前年度の決算状況を住民一人一人に換算した場合の表や当市と同規模団体との比較など、わかりやすく掲載しているつもりであります。

また、市民が最も関心を寄せる個別事業については、総合計画の体系ごとに各年度の主な事業の目的・要件・財源負担率・実施地域を明示しており、他市にない取り組みとして評価をいただいているものと思っております。よって、現行の予算特集号に工夫を重ねることで対応してまいりますので、各地域ごとの予算説明書の作成・発行は考えておりませんが、各部局が作成する事業の明細を記した主な事業の説明書については、要望があれば市民に提供してまいりたいと思っております。

○議長（鎌田　正）　再質問はありませんか。はい、杉沢さん。

○６番（杉沢千恵子）【登壇】　今、市長はこの考えはないとおっしゃいましたけれども、今日たぶんこの後ろには支所長たちが来ていると思いますので、各支所のこのやる気を見たいと思います。ということで答えはいりません。

○議長（鎌田　正）　次に、３番目の項目について質問を許します。はい、杉沢さん。

○６番（杉沢千恵子）【登壇】　次に、職員のサービス意識の向上についてお伺いいたします。

市長が２月２７日に施政方針演説で述べられたとおり、市政は最大のサービス業であると考えます。それを認識し、志を高く、市民にサービスする意識が向上してきていることは喜ばしいことです。なお一層サービスを行動にあらわすため、次のような施策が必要であると考えますが、市長のお考えを伺います。

一つは、私は昨年、山口県の萩市役所を訪れる機会がありました。萩市役所は入り口を入ってすぐ正面に総合案内所が設けられており、建物に一歩足を踏み入れた瞬間に「おはようございます。どのようなご用件でお越しでしょうか。」と、さわやかな気持ちよいあいさつをしていただきました。お客様を迎える姿勢が十分に伝わり、大変印象

のよいものでした。大仙市においても総合案内を設置し、お客様への声掛けを徹底するとともに、どの課に相談したらいいのかわからないお客様を案内する体制を整えること、そして市役所に入った瞬間、玄関ホールは節電なのか、今日はすごく明るく点いておりました。たぶん私が質問するということで全電灯を点けてくれたんだかわかりませんけれども、暗い入りにくいイメージがあるのですが、レイアウトに工夫して職員のアイデアを募るのもいいと思います。明るくさわやかなお客様サービスの第一歩にしたいと思いますが、市長のお考えを伺います。

２つ目は、現在、市役所の職員には１人１台のパソコンが配備されておりますが、そのせいか職員はいつもパソコンに向かって仕事をし、人と人との話し合いをしている様子も、窓口に注意を払っている様子も見えないことが多々あります。また、機械が計算した結果をお客様に伝えるだけで、どうすればそのような数値や金額になるのかわからない職員もいると聞きます。機械で計算できることは効率がよいのはわかりますが、心の通った説明ができる、どう説明するとわかってもらえるかの工夫も必要ではないでしょうか。そこで提案ですが、パソコンを１人１台配備するのではなく、複数で共有する体制をとってみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。パソコンに向かわない時間帯に窓口や課の様子に目を配ることでサービスの向上につながると思いますし、機械に頼らないで説明できる能力も身に付けることができると考えます。さらには、コスト削減にもつながるものと考えます。市長のお考えを伺います。

３つ目です。市役所の職員には自分の業務が関係する現場の状況を理解して仕事を進めてほしいと思います。そのためには、企画力と行動力を備え、市民が求めているものに応えようと努力する姿勢が大事だと考えますが、その姿勢を持たせるために市当局がこれまで実施してきたこと、これから実施しようとしていることについてお聞かせください。

４つ目です。市民サービス向上のためには、職員全員が高い志を持ち、公務員としての使命や責任を果たしていくことが不可欠です。しかしながら残念なことに、女性職員の中には、そのような使命感や責任感があっても出せない風土的に育てられ方をしてきたり、いわゆる謙譲の美徳とでも言うんでしょうか、または自分を過小評価している人もいるのではないでしょうか。女性が使命感や責任感を持って能動的に働ける職場づくりは、男女共同参画社会への入り口であり、それを率先して推進するはずの市役所が不完全な状態では、地域社会にいい影響を与えるとは思いませんし、男女共同参画社会の

実現はますます遠のいてしまうと思います。女性職員が常に使命を忘れず、責任を持って市民サービス向上のための高い意識で行動をすることを持続させるためには、組織としてどのようなことができるとお考えでしょうか、ご所見を伺います。

５つ目です。市民サービスの向上や使命感・責任感の向上には、職員に対して研修を受けさせることが肝要であると考えますが、研修の中でも質が高く、研修仲間からもいい刺激を受け、それを企画力や行動力につなげることができるようなものが効果的であると考えます。今の世の中、行動、活動することが説得力につながります。行動は人格というフレーズがあります。しかしながら、大仙市は多様な人材が集まる特に先進地での研修の機会が大変少ないと聞きました。そこでお伺いいたしますが、先進地研修を最低でも一人年１回は行けることができるような体制を整備し、研修後には新しいことを取り入れることが当然というような雰囲気のある活気に満ちた職場づくりをしていただきたいと思いますが、市長のお考えを伺います。

以上でございます。

○議長（鎌田　正）　３番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】　質問の職員のサービス意識の向上についてお答え申し上げます。

はじめに、総合案内を設置し、来庁者を案内する体制整備についてでありますが、大曲庁舎には２６課を配置しており、その案内については課に番号表示を導入するなど、来庁者にわかりやすい案内に努めているところであります。しかし、加速する高齢化社会を背景に、来庁する方の年齢層も高くなってきております。

こうした状況を踏まえまして、市では第２次行政改革大綱の後期実施計画において、「市民にやさしい市所役づくり」として、大曲庁舎の市民ホールにおいて職員が交代で総合案内業務を行う計画であります。これは来庁者に対するサービスの向上はもちろんのこと、職員の接遇のマナーの向上、意識改革の一環として実施するものであります。

実施にあたって、平成２４年度は庁内の会議等行事の把握方法の検討、マニュアルの作成などを行った後、試験的に実施し、平成２５年度から管理職職員も含めた全職員の交代制として実施したいと考えております。

次に、パソコンの複数共有体制につきましては、現在、保育園、病院及び介護施設などの職員を除く事務職の職員に対し、１人に１台のパソコンを配備しております。ＩＴ化の進展により、パソコンは単に業務や情報の処理を自動化して個人業務の効率を図る

ためのものから、ネットワークを利用して情報を共有し、組織的に活用することによって業務のスピード化を図るものに変わってきており、国や県からの調査等についても電子メールでのやり取りが中心になってきております。また、職員数の適正化を進めていく中で、職員一人一人が担当する業務も多岐にわたってきており、複数の人数で１台のパソコンを共有するといった体制は、業務の能率低下につながるものと考えます。

職員同士のコミュニケーション不足のほか、窓口対応や事務事業の説明に問題あるといったご指摘については、仮にそのようなことがあったとしても、パソコンの有無にかかわらず職員の仕事に対する意識の問題であると考えておりますので、あらゆる機会を通じて職員の意識改革に努めてまいります。

次に、職員の資質向上のための取り組みにつきましては、これまで職員一人一人の政策形成能力、実務能力、コミュニケーション能力等を向上させるため、外部講師を招いての階層別研修、県職員、他市町村職員との合同による県自治研修所での能力開発研修、接遇向上マナーに向けたマナー向上委員会の取り組みのほか、効率的で質の高いサービス提供に向けた業務マニュアルの作成、目標管理による人事評価制度の導入、組織力強化を目指した人材育成委員会による取り組みを進めてまいりました。今後は、これらに加えて日常業務を通じた職場内研修を積極的に推進し、職員個々の資質向上に努めてまいります。

次に、女性が使命感や責任感を持って働くことのできる職場づくりにつきましては、これまで大仙市男女共同参画プランに基づき、女性職員の管理職登用拡大に向けた女性パワーアップ研修の開催や各種研修への参加にあたっては、男女の別にかかわらず受講機会を提供するなど、女性職員の意識改革、資質向上に取り組んできたところであります。今後は女性職員の皆さん自らが向上心を強く持って業務にあたり、仕事に対する使命感・責任感を持っていっていただきたいと考えております。

次に、県外研修への参加につきましては、一人一年１回の県外研修受講というのは、現実的には難しいものと考えますが、これまで必要に応じて千葉県にある市町村職員中央研修所、滋賀県にある全国市町村国際文化研修所及び宮城県にある東北自治総合研修センターなどでの研修を受講させてきております。また、長期研修として県の税務課、産業集積課や国際教養大学などへ職員を派遣し研修させているほか、平成２４年度からは東北経済産業局並びに東京都にある県の企業立地事務所へ職員の派遣も予定しております。

県内・県外にかかわらず、研修等を通じて他団体の職員と交流することは、職員にとって知識の習得とともに新たな刺激を受けることができるものでありますので、今後もできる限り研修受講の機会を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田　正）　再質問はありませんか。はい、杉沢さん。

○６番（杉沢千恵子）【登壇】　私は今回の質問の連動しているのは、やっぱり人をつくるというか、職員が本当に意識の高い職員となっていくことが、この大仙市を大きく意識アップしていくのでないかなという思いで、１、２、３というふうにして連動した質問をしてきているんです。そのときに、やっぱり先進地で学ぶということが、とても大事ではないかなと思いまして取り上げました。実際２３年度、先進地、今、市長がお話されましたいろんなところですけれども、先進地というよりも普通の県外研修になると思いますが、職員何人が行ってきて、その割合は何％なのかお知らせください。よろしくお願いします。

○議長（鎌田　正）　再質問に対する答弁を願います。老松総務部長。

○総務部長（老松博行）　お答え申し上げます。

職員研修の中で、階層別研修、それから能力開発研修、そのほかに県外研修と、もう一つは女性パワーアップ研修と、大きく４つの要素があるわけですけれども、今のご質問の県外研修受講、２３年度は現在３名ということで、千葉県の市町村職員中央研修所に１名、それから滋賀県の全国市町村国際文化研修所へ１名、それから日本経営協会、東京だと思いますが、そこの研修へ新任担当者のための技術検査の進め方という研修がありまして、そこへ１名ということで、現在３名ということで、２３年度は３名ということであります。

○議長（鎌田　正）　再々質問ありませんか。はい、杉沢さん。

○６番（杉沢千恵子）【登壇】　今の人数にして推し量るべしだと思いますが、やっぱりこれだけ、１，０００人近い職員がいるのではないかと推察しておりますけれども、この中の何人でも、１割でも２割でも先進地に行って、やっぱり日本の国を引っ張っていっているそういう市町村のそういうものを見るということが、どれほど刺激になるか、そしてその帰ってきたものがどれほどこの市の行政に多大な貢献になるか、中にはリスクを背負わなければいけないこともあるかもしれませんけれども、でもそういうことをやっぱりやってみる、やらせる、そのためにお金もかかるかと思いますけれども、い

ろんな部分でそういう意欲を持っている人たくさんいると思うので、是非市職員の資質向上、市民への志の高さに反映されるような住みよい活力のあるまちづくりに役立つ、こういう先進地視察というものをもう一度考えていただければなと思います。市長の考えを伺います。

○議長（鎌田　正）　再々質問に対して答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美）　職員の資質を高める、あるいは市民サービスについて、やはりしっかりした考えで行うという職員を育てなきゃいけないという意味での研修という考え方、あるいはそれは人材育成という考え方、大変大切だと思っております。ただ、これは議員と少し私の考え方違うんですけれども、私はあくまでも徹底したやっぱりその、ＯＪＴ、職場内研修がまず前提にあって、我々は大きな制度とすれば、例えば海外に出る場合の問題とか、あるいはそういう形の中で、職員が自ら進んでいく場合の制度については一定の制度を持っております。人事交流の問題も含めて、相互交流の問題も含めて、短期で果たしてそういう効果が得られるかというのは私は疑問に思っておりますので、出すのであればやっぱりしっかりした考え方で、１年とか２年、そういう形の中で人材を育成していくべきではないか、あとは徹底した職場内研修、あとは有給を活かして本人自らがやはり研修に出る、勉強に出る、そういうことに対して市がどういう対応をしていくかということが大事ではないかなと思っております。

それから、先程のちょっと答弁漏れてしまいましたので補足させていただきます。

各地域のいわゆる予算説明、事業説明の問題でありますが、これは各支所長が中心になって、しっかりとしたその地域の問題を整理した形で、内部資料みたいな形でそういうものを作っております。それを若干わかりやすいような形にして、地域協議会の場で、地域協議会の委員の皆さんにそういうものを説明しながら、今年度、地域にとってはこういうことが予算付けされましたとか、そういうことをやっていって、そういうことをきっちり地域協議会の中で説明しておりますので、そこまで支所長を中心にきちっとやっていますので、それを地域に活かすことによって地域の皆さんの要望に応えられるのではないかなと思いますので、これは支所長とも協議をしながら、これをどうやればうまく地域住民の皆さんに示せるかどうかということを検討してみたいと思います。

○議長（鎌田　正）　これにて６番杉沢千恵子さんの質問を終わります。

○議長（鎌田　正）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第３日を定刻に開議いたします。

大変ご苦労様でございました。

午後　４時１７分　散　　会